

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

2 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2 (国立妙高青少年自然の家構内)

3 完成期限 令和5年10月10日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。
 - 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ○ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立妙高青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
着工前写真	サービス判	カ ラ ー	1 組
工 事 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組
完 成 写 真	サービス判	カ ラ ー	1 組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ○ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

図 面 目 録

建築図			
意匠図		構造図	
図面No.	図面名称	図面No.	図面名称
01	特記仕様書01	01	構造設計特記仕様 その1
02	特記仕様書02	02	構造設計特記仕様 その2
03	特記仕様書03	03	RC構造配筋標準図(1)
04	特記仕様書04	04	RC構造配筋標準図(2)
05	工事概要・仕上表・面積表	05	RC構造配筋標準図(3)
06	案内・配置図	06	各階伏図
07	平面図	07	軸組図
08	立断面図	08	断面リスト
09	屋根伏図・天井伏図		
10	矩計図	01	電気設備特記仕様書
11	平面詳細図	02	凡例・照明器具姿図
12	展開図	03	電灯設備平面図
13	外構図		

Table with 2 columns: 建物名称, 東屋. Rows include 工種 (新営), 構造・階数 (R1), 建築基準法 (建築面積 110, 延べ面積 110), 消防法施行令別表第一の区分, 改修面積 (㎡), 備考.

4. 工事種目

○印の付いたものが対象工事種目

Table with 2 columns: 建物別及び屋外, 工事種別. Rows include 2 仮設工事, 3 土工事, 4 地業工事, 5 鉄筋工事, 6 コンクリート工事, 7 鉄骨工事, 8 コンクリートブロック・ALCパネルの挿入成形及び組立工事, 9 防水工事, 10 石工事, 11 タイル工事, 12 木工事, 13 屋根及びびとい工事, 14 金属工事, 15 左官工事, 16 建具工事, 17 カーテンウォール工事, 18 塗装工事, 19 内装工事, 20 エント及びその他の工事, 21 排水工事, 22 舗装工事, 23 植栽及び屋上緑化工事, プール工事, 電気設備工事, 機械設備工事.

5. 指定部分 ○ 無 ・ 有
6. 概成工期 ○ 無 ・ 有 令和 年 月 日 (曜日)

I 共通仕様

(1) 文部科学省発注工事請負等契約規則(文部科学省訓令第二十二号)別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 17枚及び本特記仕様書 7枚によるほか、下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。
・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
・ 文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
・ 文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)
・ 工事写真撮影要領(令和元年7月)
・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)
・ 建築工事標準詳細図(令和4年版)
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書はE-01、E-02による。

II 特記仕様

1. 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
2. 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3. 特記事項に記載の()内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。
なお、(参考)は標仕の「各部配筋 参考図」を表す。
4. 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。

Main specification table with columns: 項目, 特記事項. Rows include 1 工事実績情報の登録, 2 概成工期, 3 品質計画等, 4 監理技術者の要件, 5 電気保安技術者, 6 発生材の処理等, 7 特別な材料の工法, 8 技能士, 9 見本施工, 10 化学物質の濃度測定, 11 完成図等, 12 施工図等の取扱, 13 工事完成写真, 14 特別完成写真, 15 工事施工状況写真, 16 設備工事との取合い, 17 内 監督員事務所等, 18 2 工 事 用 水, 19 3 工 事 用 電 力, 20 仮 設 建 物 等.

Table with 2 columns: 仮設工事, 土工事. Rows include 1 足場, 2 埋戻し及び盛土, 3 建設発生土の処理, 4 試験, 5 既製コンクリート杭地業, 6 場所打ちコンクリート杭地業, 7 砂利地業, 8 床下防湿層, 9 鉄筋の種類, 10 鉄筋の継手及び定着, 11 鉄筋の最少かぶり厚さ, 12 帯筋, 13 最上階柱頭補強, 14 壁開口部の補強, 15 梁貫通孔の補強形式, 16 圧接完了後の抜取試験, 17 普通コンクリートの設計基準強度, 18 レーミートコンクリートの種類, 19 セメントの種類, 20 水和熱.

Table with 2 columns: コンクリート工事, 鉄骨工事. Rows include 1 骨材の品質, 2 混和材料の種類, 3 無筋コンクリート, 4 型枠, 5 コンクリート躯体表面の処理, 6 コンクリート打放し仕上げ, 7 寒中コンクリート, 8 鉄骨の製作工場, 9 施工管理技術者, 10 鋼材, 11 高力ボルト, 12 工作図, 13 開先形状, 14 スクラップ, 15 溶接部の試験, 16 デッキプレート, 17 耐火被覆, 18 建築用コンクリートブロック, 19 鉄筋の加工及び組立, 20 ALCパネル.

4	押出成形セメント板 (ECP)	(8.5.2~8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2)			
		施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)
11	2-壁タイル張り工法	内装タイル ・ 接着剤張り ・ 改良積上げ張り (11.2.7) (表11.2.3)			
		施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)

9	防水工事	(9.2.2) (9.2.3) (表9.2.3) ~ (表9.2.9)			
		種別	施工箇所	備考	
11	3 コンクリート素地面の処理	MCR工法 ・ 目荒らし工法 (11.2.7)			
		施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)

11	4 陶磁器質タイル型枠先付け工法	(11.4.2) (11.4.3) (表11.4.1)			
		施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)
11	1 樹種	樹種表12.2.3による (12.2.1)			
		種別	施工箇所	備考	

2	改質アスファルトシート防水	(9.3.2) (9.3.3) (表9.3.1) ~ (表9.3.3)			
		種別	施工箇所	備考	
3	合成高分子系膜シート防水	(9.4.2) (9.4.3) (表9.4.1) (表9.4.2)			
		種別	厚さ	施工箇所	使用分類

4	塗膜防水	(9.5.2) (9.5.3) (表9.5.1) (表9.5.2)			
		種別	施工箇所	備考	
5	シーリング	(9.7.2) (表9.7.1)			
		施工箇所	シーリング材の種類(記号)	備考	

6	防水の保証等	※防水工事は、新潟県防水工事業協同組合の施工とし、受注者は新潟県防水工事業協同組合と連名の保証書を提出する。ただし、県が認めた場合は、組合員外の施工とすることができる。この場合は、受注者と施工者との連名の保証書とする。			
		工法種別	施工箇所	保証期間	

10	天然石張り	(10.2.1)			
		施工箇所	種類	産地・名称	仕上げの種類
2	テラゾ張り	(10.2.1) (表10.2.2)			
		施工箇所	種類	産地・名称	仕上げの種類

11	陶磁器質タイル	(11.2.2)			
		施工箇所	種類	産地・名称	仕上げの種類

11	3	タイル工事	(11.2.7) (表11.2.3)			
			施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)

11	2	集材	(12.2.1)			
			品名	規格・品質	芯材の樹種	化粧板の樹種

3	防霉・防蟻処理	(12.3.1)			
		施工箇所	表面形状	厚さ(mm)	幅(mm)

11	1	長尺金属板葺	(13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1)			
			屋根葺形式	長尺金属板の種類	板厚(mm)	

2	折板葺	(13.3.2) (13.3.3) (表13.2.1)			
		形式	※重ね形	※はざ締め形	※かん合形

3	と	(13.5.2) (表13.5.1)			
		材種	※配管用鋼管	※硬質ポリ塩化ビニル管	

4	1	と施工アンカーの引抜き耐力試験	(14.1.3)			
			種別	施工箇所	備考	

3	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.2) (表14.2.1)			
		種別	色合い	施工箇所	

5	軽量鉄骨天井下地	(14.4.3) (表14.4.2)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

6	金属成形板張り	(14.6.2) (表14.2.1)			
		形状	製法	材種	寸法(mm)

7	7	7	(14.7.2~3) (表14.2.1) (表14.7.1)			
			種類	呼称肉厚(mm)	表面処理及び色合い	固定間隔・方法

8	手すり及びタラップ	(14.2.1) (14.8.2~3) (表14.2.2)			
		種類	材料の種類	表面処理	

11	1	床コンクリートの直均し仕上げ	(表6.2.5) (15.3.1) (15.3.2)			
			施工箇所	平たんさ(mm)	備考	

3	しっくい塗り	(15.5.2) (表15.5.1)			
		種類	呼び名	仕上げの形状等	

16	1	見本の製作等	(16.1.4)			
			種別	施工箇所	備考	

16	2	2	(16.1.6)			
			種別	施工箇所	備考	

4	樹脂製建具	(16.2.2) (16.2.4) (表16.2.1)			
		種別	耐風圧性	気密性	水密性

5	網戸	(16.3.2) (表16.3.1)			
		種別	耐風圧性	気密性	水密性

6	鋼製建具 (標準型鋼製建具を含む)	(16.4.2) (表16.4.1)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

6	鋼製建具 (標準型鋼製建具を含む)	(16.4.2) (表16.4.1)			
		区分	使用箇所	厚さ(mm)	

7	鋼製軽量建具 (標準型鋼製軽量建具を含む)	(16.5.2)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

8	ステンレス製建具	(16.4.2) (表16.4.3)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

9	木製建具	(16.6.2) (表16.2.1)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

10	建具用金物	(16.8.4)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

11	自動ドア開閉装置	(16.9.2) (16.9.3) (表16.9.3)			
		開閉方法	センサーの種類	備考	

12	自閉式上吊り引戸装置	(16.10.1)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

13	重量シャッター	(16.11.2) (表16.11.1)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

14	軽量シャッター	(16.12.2) (表16.12.2)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

15	オートヘッドドア	(16.13.2) (16.13.3) (表16.12.2)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

16	ガラス	(16.14.2)			
		種別	性能等級	熱貫流率 (W / (m ² ・K))	施工箇所

21 排水工 事	2 排水樹及びふた	鑄鉄製マンホールふた (21.2.1) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>適用荷重</th> </tr> <tr> <td>・水封形 ・簡易気密形(パッキン式)</td> <td>・密閉形(フーパ・パッキン式) ・中ふた付密閉形</td> <td>・T-2用 ・T-6用 ・T-20用</td> </tr> </table> グレナゲ'ふた (21.2.1) <table border="1"> <tr> <th>材 質</th> <th>形 式</th> <th>種 類</th> <th>適用荷重</th> <th>パ'パ'ッ'チ</th> <th>上面形状</th> </tr> <tr> <td>・鋼製 ・ステン製</td> <td>※受枠付き ・</td> <td>・溝ふた用 ・樹ふた用</td> <td>・歩行用 ・T-2用</td> <td>※細目 ※普通目</td> <td>※凹凸形 ※平形</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・木固定 ※無し ・図示</td> <td>・かさ上げ用 ・U字溝用</td> <td>・T-6用 ・T-14用 ・T-20用</td> <td>※細目</td> <td>・凹凸形</td> </tr> </table>	種 類		適用荷重	・水封形 ・簡易気密形(パッキン式)	・密閉形(フーパ・パッキン式) ・中ふた付密閉形	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	材 質	形 式	種 類	適用荷重	パ'パ'ッ'チ	上面形状	・鋼製 ・ステン製	※受枠付き ・	・溝ふた用 ・樹ふた用	・歩行用 ・T-2用	※細目 ※普通目	※凹凸形 ※平形		・木固定 ※無し ・図示	・かさ上げ用 ・U字溝用	・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	※細目	・凹凸形																			
	種 類		適用荷重																																										
	・水封形 ・簡易気密形(パッキン式)	・密閉形(フーパ・パッキン式) ・中ふた付密閉形	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用																																										
材 質	形 式	種 類	適用荷重	パ'パ'ッ'チ	上面形状																																								
・鋼製 ・ステン製	※受枠付き ・	・溝ふた用 ・樹ふた用	・歩行用 ・T-2用	※細目 ※普通目	※凹凸形 ※平形																																								
	・木固定 ※無し ・図示	・かさ上げ用 ・U字溝用	・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	※細目	・凹凸形																																								
3 埋戻し土	※B種 ・建設汚泥から再生した処理土 (21.2.1)																																												
22 舗装工 事	① 盛土に用いる材料	・A種 ○B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1) 砂の粒度試験 ・行う ○行わない																																											
	2 凍上抑制層の材料	※再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切り込み砂利 (22.2.3) ※添加材料による安定処理 (22.2.2)(22.2.3)(表22.2.1)																																											
	3 路床安定処理	<table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>普通型</th> <th>トラ'ント'セ'メント</th> <th>フ'ァ'ク'シ'ェ'ント'B種</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・高炉セ'メント'8種 ・生石灰(・特号・1号) ・消石灰(・特号・1号)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 添加量 kg/m ³ (目標CBR ※5 ・) ・ジ'オ'ク'シ'ェ'ル'による安定処理 ジ'オ'ク'シ'ェ'ル'の品質 単位面積質量 60g/m ² 以上 厚さ(mm) 0.5~1.0 引張り強さ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水計数 0.15cm/sec以上	種 類	普通型	トラ'ント'セ'メント	フ'ァ'ク'シ'ェ'ント'B種		・高炉セ'メント'8種 ・生石灰(・特号・1号) ・消石灰(・特号・1号)																																					
	種 類	普通型	トラ'ント'セ'メント	フ'ァ'ク'シ'ェ'ント'B種																																									
		・高炉セ'メント'8種 ・生石灰(・特号・1号) ・消石灰(・特号・1号)																																											
	4 路床の試験	・支持力比(CBR)試験を行う(※乱した土 ・乱さない土) (22.2.5) ・路床締固め度の試験を行う																																											
	⑤ 路盤材料	※再生クラッシュラン(RC-40) ・フ'ァ'ク'シ'ェ'ント'再生クラッシュラン(ARC-40) (22.3.3)(表22.3.1) ・クラッシュラン(C-40) ・クラッシュラン鉄鋼ス'ラ'グ'(CS-40) ・粒度調整砕石																																											
6 路盤の締固め度試験	※行う (22.3.5)																																												
7 アスファルト舗装	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">舗装の種類</th> <th>車道部の基層</th> <th>カー舗装の種類</th> </tr> <tr> <td>※ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装</td> <td>※無し ・有り</td> <td>※顔料混入加熱ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・カー舗装</td> <td>※無し ・有り</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> カー舗装の着色骨材 ・有色骨材(焼成) ・着色骨材(樹脂被覆) ア'ス'フ'ァ'ルト' ※再生ア'ス'フ'ァ'ルト' ・スト'レ'ア'ス'フ'ァ'ルト' (22.4.3)(表22.4.1) 加熱ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物等の種類 (22.4.4)(表22.4.4) <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>一般地域</th> <th>※寒冷地域</th> </tr> <tr> <th>表 層</th> <td>※密粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13) ・細粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13)</td> <td>※密粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13F) ・細粒度キ'ャ'ップ'ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13F)</td> </tr> <tr> <th>基 層</th> <td>・粗粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(20)</td> <td>・粗粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(20)</td> </tr> </table> シ'ム'コ'ト' ※行わない ・行う(施工範囲:) (22.4.5) ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22.4.6)	舗装の種類		車道部の基層	カー舗装の種類	※ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装	※無し ・有り	※顔料混入加熱ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物		・カー舗装	※無し ・有り			区 分	一般地域	※寒冷地域	表 層	※密粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13) ・細粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13)	※密粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13F) ・細粒度キ'ャ'ップ'ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13F)	基 層	・粗粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(20)	・粗粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(20)																							
舗装の種類		車道部の基層	カー舗装の種類																																										
※ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装	※無し ・有り	※顔料混入加熱ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物																																											
・カー舗装	※無し ・有り																																												
区 分	一般地域	※寒冷地域																																											
表 層	※密粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13) ・細粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13)	※密粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13F) ・細粒度キ'ャ'ップ'ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(13F)																																											
基 層	・粗粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(20)	・粗粒度ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物(20)																																											
8 コンクリート舗装	早強セ'メント' ※使用しない ・使用する (22.5.3) 注入目地材料 ※低弾性キ'ャ'ップ' ・高弾性キ'ャ'ップ' (22.5.3)(22.5.2) 溶接金網 ※有り ・無し (22.5.3)(22.5.4)																																												
9 カラー舗装	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>舗装の種類</th> <th>部位</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>※加熱系</td> <td>・ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物 ・石油樹脂系混合物</td> <td>・車道</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・常温系</td> <td>・樹脂系混合物 ・コート工法</td> <td>・歩道</td> <td>・</td> </tr> </table> ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22.6.6)	区 分	舗装の種類	部位	厚さ(mm)	※加熱系	・ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道	・	・常温系	・樹脂系混合物 ・コート工法	・歩道	・																																
区 分	舗装の種類	部位	厚さ(mm)																																										
※加熱系	・ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物 ・石油樹脂系混合物	・車道	・																																										
・常温系	・樹脂系混合物 ・コート工法	・歩道	・																																										
10 透水性ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装	ア'ス'フ'ァ'ルト'混合物の抽出試験 ※行わない ・行う (22.7.6) 厚さ試験 ・行わない ※行う (22.7.6)																																												
11 ブロック系舗装	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">コンクリート平板舗装 (22.8.2)(22.8.3)</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>寸法(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>目地材</th> </tr> <tr> <td>※普通平板(N) ・カー平板(C)</td> <td>※300角</td> <td>※60</td> <td>※砂 ・モ'ル'タル</td> </tr> <tr> <td>・洗出平板(W) ・縦石平板(S)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">インターロッキング'ブロック'舗装 (22.8.2)(22.8.3)</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>曲げ強度</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表面加工及び色彩等</th> </tr> <tr> <td>※普通キ'ャ'ップ' ・誘導、注意喚起用キ'ャ'ップ' ・透水性キ'ャ'ップ' ・植生キ'ャ'ップ'</td> <td>5.0N/mm²以上 3.0N/mm²以上</td> <td>車道部 ※80 ・歩道部 ※60</td> <td>※標準キ'ャ'ップ' ・表面化粧キ'ャ'ップ' 誘導、注意喚起用 は黄色とする</td> </tr> <tr> <td>4.0N/mm²以上</td> <td>※80 ・100</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">・舗石舗装 (22.8.2)(22.8.3)</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工方法</th> <th>基 層</th> </tr> <tr> <td>※小舗石(かこ岩) ・</td> <td>※80~100</td> <td>※うろこ張り</td> <td>※コンクリート舗装 ・ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装</td> </tr> </table>	コンクリート平板舗装 (22.8.2)(22.8.3)				種 類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	※普通平板(N) ・カー平板(C)	※300角	※60	※砂 ・モ'ル'タル	・洗出平板(W) ・縦石平板(S)				インターロッキング'ブロック'舗装 (22.8.2)(22.8.3)				種 類	曲げ強度	厚さ(mm)	表面加工及び色彩等	※普通キ'ャ'ップ' ・誘導、注意喚起用キ'ャ'ップ' ・透水性キ'ャ'ップ' ・植生キ'ャ'ップ'	5.0N/mm ² 以上 3.0N/mm ² 以上	車道部 ※80 ・歩道部 ※60	※標準キ'ャ'ップ' ・表面化粧キ'ャ'ップ' 誘導、注意喚起用 は黄色とする	4.0N/mm ² 以上	※80 ・100			・舗石舗装 (22.8.2)(22.8.3)				種 類	厚さ(mm)	施工方法	基 層	※小舗石(かこ岩) ・	※80~100	※うろこ張り	※コンクリート舗装 ・ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装
コンクリート平板舗装 (22.8.2)(22.8.3)																																													
種 類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材																																										
※普通平板(N) ・カー平板(C)	※300角	※60	※砂 ・モ'ル'タル																																										
・洗出平板(W) ・縦石平板(S)																																													
インターロッキング'ブロック'舗装 (22.8.2)(22.8.3)																																													
種 類	曲げ強度	厚さ(mm)	表面加工及び色彩等																																										
※普通キ'ャ'ップ' ・誘導、注意喚起用キ'ャ'ップ' ・透水性キ'ャ'ップ' ・植生キ'ャ'ップ'	5.0N/mm ² 以上 3.0N/mm ² 以上	車道部 ※80 ・歩道部 ※60	※標準キ'ャ'ップ' ・表面化粧キ'ャ'ップ' 誘導、注意喚起用 は黄色とする																																										
4.0N/mm ² 以上	※80 ・100																																												
・舗石舗装 (22.8.2)(22.8.3)																																													
種 類	厚さ(mm)	施工方法	基 層																																										
※小舗石(かこ岩) ・	※80~100	※うろこ張り	※コンクリート舗装 ・ア'ス'フ'ァ'ルト'舗装																																										

22 植栽工 事	12 区画線	路面表示用塗料 <table border="1"> <tr> <th>規格番号</th> <th>種 類</th> <th>施工時の条件</th> <th>塗料状態</th> <th>幅(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>適用</th> </tr> <tr> <td>JIS K 5665</td> <td>・1種(パ'イ'ント'式) ・2種(パ'イ'ント'式) ※3種1号(溶融式)</td> <td>常温 加熱 溶融</td> <td>液 状 粉 体 状</td> <td>※150 ・</td> <td>※1.0</td> <td>※白 ・黄</td> </tr> </table> 揮発性有機溶剤の含有率は、塗料総質量に対して5%以下とする。	規格番号	種 類	施工時の条件	塗料状態	幅(mm)	厚さ(mm)	適用	JIS K 5665	・1種(パ'イ'ント'式) ・2種(パ'イ'ント'式) ※3種1号(溶融式)	常温 加熱 溶融	液 状 粉 体 状	※150 ・	※1.0	※白 ・黄	
	規格番号	種 類	施工時の条件	塗料状態	幅(mm)	厚さ(mm)	適用										
JIS K 5665	・1種(パ'イ'ント'式) ・2種(パ'イ'ント'式) ※3種1号(溶融式)	常温 加熱 溶融	液 状 粉 体 状	※150 ・	※1.0	※白 ・黄											
20 植栽工 事	1 土壌の試験 ・水素イオン濃度指数(pH)、電気伝導度(EC) ・行う ※行わない (23.1.3) 2 樹木の植栽基礎整備 芝及び地被類 (23.2.2)(23.2.3)(表23.2.1)(表23.2.2) <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th>有効土層の厚さ(mm)</th> <th>工 法</th> <th>整備範囲</th> </tr> <tr> <td>※行う ・行わない</td> <td>※20 ・</td> <td>※B種 ・</td> <td>※植栽範囲 ・図示</td> </tr> </table> 樹木 (23.2.2)(23.2.3)(表23.2.1)(表23.2.2) <table border="1"> <tr> <th>樹木の樹高(m)</th> <th>有効土層の厚さ(cm)</th> <th>工 法</th> <th>整備範囲</th> </tr> <tr> <td>・12以上 ・7以上~12未満 ・3以上~7未満 ・3未満</td> <td>※100 ・ ※80 ・ ※60 ・ ※50 ・</td> <td>※A種 ・B種 ・C種 ・D種</td> <td>※葉張りの範囲 ただし、低木は植栽範囲 ・図示</td> </tr> </table> 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。	適用	有効土層の厚さ(mm)	工 法	整備範囲	※行う ・行わない	※20 ・	※B種 ・	※植栽範囲 ・図示	樹木の樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	工 法	整備範囲	・12以上 ・7以上~12未満 ・3以上~7未満 ・3未満	※100 ・ ※80 ・ ※60 ・ ※50 ・	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	※葉張りの範囲 ただし、低木は植栽範囲 ・図示
適用	有効土層の厚さ(mm)	工 法	整備範囲														
※行う ・行わない	※20 ・	※B種 ・	※植栽範囲 ・図示														
樹木の樹高(m)	有効土層の厚さ(cm)	工 法	整備範囲														
・12以上 ・7以上~12未満 ・3以上~7未満 ・3未満	※100 ・ ※80 ・ ※60 ・ ※50 ・	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	※葉張りの範囲 ただし、低木は植栽範囲 ・図示														
23 追加特 記	3 植込み用土	※現場発生土の良質土 ・容土(※畑土 ・黒土) (23.2.3)															
	4 土壌改良材	※使用する ・使用しない (23.2.3)(23.2.4) 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示															
	5 支柱材	※防蟻処理杉丸太 ・杉の焼き丸太 ・竹 (23.3.2)															
	6 幹巻き用材料	※幹巻き用テープ ・わら及びこも (23.3.2)															
	7 芝張り	種類 ※こうらい芝 ・野芝 (23.4.2)															
24 追加特 記	8 枯補償及び枯損処理	期間 ※引渡しの日から1年間 (23.3.4)(23.3.6)(23.4.7)(23.5.5) ・年間 ・年 月 日迄															
	9 屋上緑化システム	土壌層 ※改良土 ・人工軽量土 (23.5.2)(23.5.3) 厚さ mm 保水・排水層 ・軽量骨材層(厚さ mm) ・板状成形品 (23.5.3)															
		※「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造体上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」(平成12年5月31日付け 建設省告示第1458号)による風圧力に対応した固定工法を標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。															
	24 追加特 記	1 公共事業労務費調査への協力 ※協力する 2 工事監理方式 共同監理 ・有り ・無し 3 適用基準等 ・営繕工事電子納品要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修) ※工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課作成) 4 総合図 ※作成する 5 工事成績評定 ※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は、工事運行マニュアルによる。)															
	24 追加特 記	⑥ 工事区分表 注)原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。															

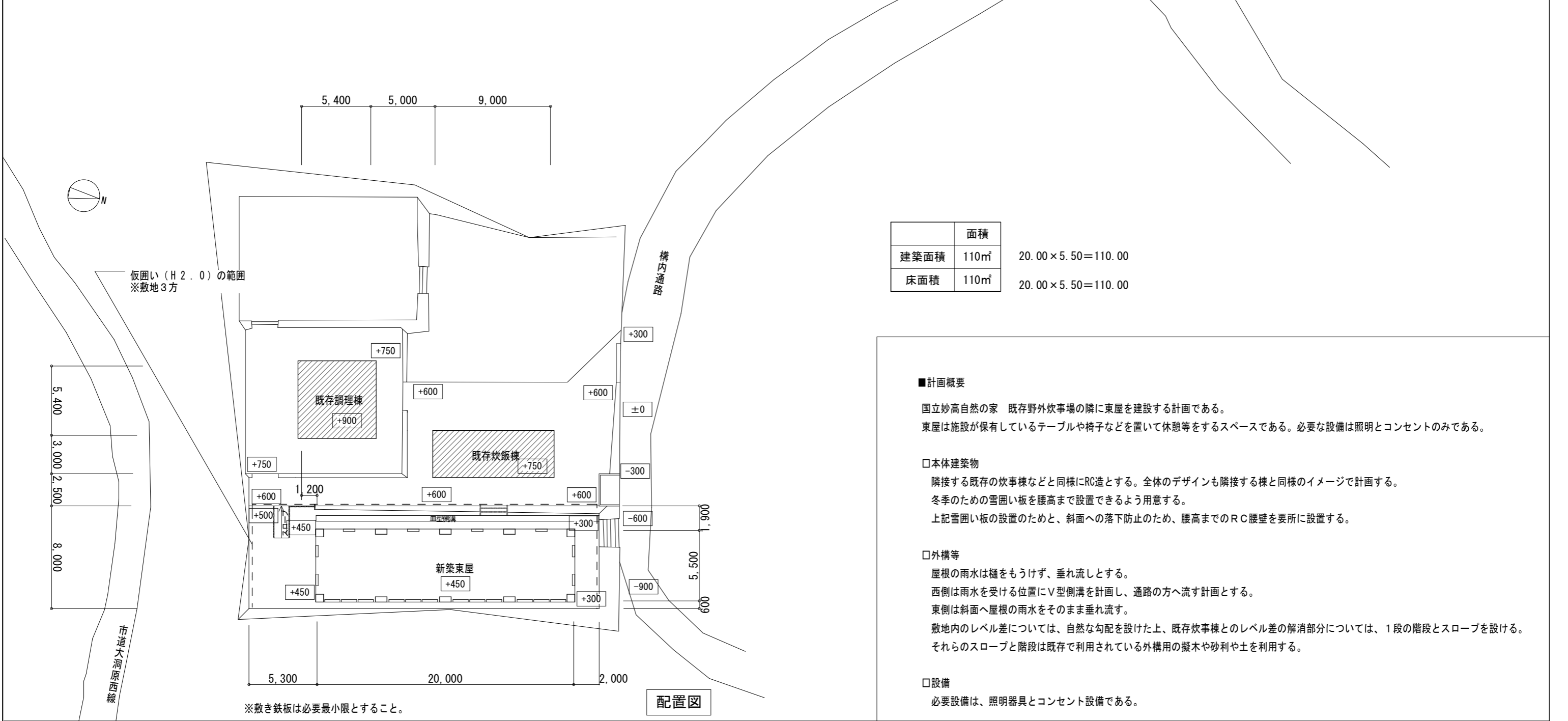
24 追加特 記	⑥ 工事区分表	注)原則○印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。																													
	電 気 関 係	<table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>建電</th> <th>空</th> <th>衛</th> <th>昇</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>電気配管配線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>二次側</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の配管配線(接地線共)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>一次側</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給配管配線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> その他(工事区分を特に間違えやすい項目) 天井材 取外し再取付(各種配管配線作業) ○△△△△ 小規模は要協議 床はつり補修 各種配管配線作業 ○△△△△ 小規模は要協議 流し台、ガス台 ○ ○ ○ ○ ○ 便所手洗いカ'ン'ター ○ ○ ○ ○ ○ 衛生陶器は衛生設備 洗面化粧台 ○ ○ ○ ○ ○ ガス漏れ警報器 ○ ○ ○ ○ ○ 24H換気扇 機器納入 ○ ○ ○ ○ ○ 取付は電気設備 連動スイッチ 取付 ○ ○ ○ ○ ○ 機器納入は衛生設備 湯沸器 機器納入 ○ ○ ○ ○ ○ 取付は電気設備 連動スイッチ 取付 ○ ○ ○ ○ ○ 機器納入は衛生設備	項 目	建電	空	衛	昇	備 考	電気配管配線	○	○	○	○	二次側	機器付属の制御盤以降の配管配線(接地線共)	○	○	○	○	一次側	機器付属の制御盤への電源供給配管配線	○	○	○	○		機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線	○	○	○	○
項 目	建電	空	衛	昇	備 考																										
電気配管配線	○	○	○	○	二次側																										
機器付属の制御盤以降の配管配線(接地線共)	○	○	○	○	一次側																										
機器付属の制御盤への電源供給配管配線	○	○	○	○																											
機器付属操作スイッチの取付及び渡り配管配線	○	○	○	○																											
24 追加特 記	⑦ 発生材の処理等	① 再生資材の利用 下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table border="1"> <tr> <th>再 生 資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>使 用 箇 所</th> <th>再資源化施設名・所在地</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>砕石</td> <td></td> <td>もよりの施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	再 生 資 材 名	規 格	使 用 箇 所	再資源化施設名・所在地	備 考	再生クラッシュラン	砕石		もよりの施設																				
	再 生 資 材 名	規 格	使 用 箇 所	再資源化施設名・所在地	備 考																										
再生クラッシュラン	砕石		もよりの施設																												
24 追加特 記	② 建設発生土の利用	盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。 <table border="1"> <tr> <th>発 注 機 関</th> <th>工 事 名</th> <th>発 生 場 所</th> <th>施工会社名・連絡先</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td>本工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	発 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考		本工事																						
	発 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考																										
	本工事																														
24 追加特 記	3 建設発生土の搬出	工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 <table border="1"> <tr> <th>受入工事名/施設名称</th> <th>敷地内敷き均し</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事場所/施設所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連 絡 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮 置 場 所 の 有 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	受入工事名/施設名称	敷地内敷き均し			工事場所/施設所在地		連 絡 先		仮 置 場 所 の 有 無		備 考																		
	受入工事名/施設名称	敷地内敷き均し																													
工事場所/施設所在地																															
連 絡 先																															
仮 置 場 所 の 有 無																															
備 考																															
24 追加特 記	4 建設廃棄物の搬出	工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。 <table border="1"> <tr> <th>搬出する廃棄物名</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>処 理 施 設 名 称</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>施 設 所 在 地</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>連 絡 先</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table> 上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。	搬出する廃棄物名		処 理 施 設 名 称		施 設 所 在 地		連 絡 先		備 考																				
	搬出する廃棄物名																														
処 理 施 設 名 称																															
施 設 所 在 地																															
連 絡 先																															
備 考																															
24 追加特 記	5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。																														
	6 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。																														
24 追加特 記	7 協議について	建設工事発後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。																													
	8 化学物質の濃度測定	1)測定時期 ・測定時期は家具設置等の別途工事が行われる前とする。ただし、内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること、及び中央式空調調和設備のように換気を行いながら空調調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していることとする。 ・測定時期は工事完了時とする。なお、内部工事期間等が特記されている場合は、内部工事完了時と工事完了時に、それぞれ行う。 ※測定時期の決定は、測定結果が指針値を超えた場合に、6)の措置を講じる時間を見込むこと。 2)測定対象物質 ※ホルムアルデヒド(指定値0.08ppm以下) ※トルエン(指定値0.07ppm以下) ※キシレン(指定値0.05ppm以下) ※エチルベンゼン(指定値0.88ppm以下) ※スチレン(指定値0.05ppm以下) ※パラジクロロベンゼン(指定値0.04ppm以下) 3)測定室 <table border="1"> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>室(測定箇所)</td> <td>箇所)</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>室(測定箇所)</td> <td>箇所)</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>室(測定箇所)</td> <td>箇所)</td> </tr> </table>	・	・	室(測定箇所)	箇所)	・	・	室(測定箇所)	箇所)	・	・	室(測定箇所)	箇所)																	
・	・	室(測定箇所)	箇所)																												
・	・	室(測定箇所)	箇所)																												
・	・	室(測定箇所)	箇所)																												

24 追加特 記	8 化学物質の濃度測定	4)測定方法 測定機器 ※パ'ッ'プ'型採取機器 ・監督員の承諾する機器 測定要領 ※測定前の措置 測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉(造りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。)を開放し、30分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。 ※測定は次のイ~ハによる。 イ 上記測定前の措置の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時~3時が測定時間帯の中央となるよう10時30分から18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※その他 上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 5)測定結果の分析 ※測定対象化学物質を採取したパ'ッ'プ'型採取機器を分析機関に送り温度を測定する。 6)測定結果が指針値を超えた場合の措置 ※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4)、5)により、測定を行う。 7)報告書の提出 ※完了検査日までに報告書を提出する。							
	9 中間技術検査	・本工事は、中間技術検査を最低1回は実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。 ・低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。							
24 追加特 記	ア'ロ'シ'キ'No.	工事名称	図面名称	縮尺	作成日	・ ・ ・ 基本 実 完 成 図 図	国立妙高青少年自然の家	EG 建築設計室 〒944-0034 新潟県妙高市経塚1-1-9	図面番号
	02205E	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	特記仕様書 04	-	2023.03			江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	A-04

■工事概要	
工事名	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事
施設名称	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋
建築場所	新潟県妙高市大字関山6323-2
用途地域	白地地域（都市計画区域内 用途地域指定なし）
防火地域等	指定なし
その他	国立公園内（第3種特別地域）
構造	RC造地上1階
用途	研修施設等
敷地面積	1,316,939 m ²
建築面積・建蔽率	110.0 m ² 0.008%
延床面積・容積率	110.0 m ² 0.008%

■仕上表	
屋根	カラーガルバリウム鋼板 厚0.35 横葺き（AT2段式） 働き巾340 参考品番：セキノ興産 AT式 下地 アスファルトルーフィング940 パーライトモルタル厚60
外壁・柱	RC打ち放し B種 撥水材塗布 ※冬季雪囲い板 はめ込み
床	コンクリート直均し仕上 金ごて
外構	皿型側溝 擬木（階段・スロープ） 砂利敷（建物周囲）

■凡例	
WP	木材保護塗料
SUS	ステンレス鋼
GL	ガルバリウム



	面積	
建築面積	110m ²	20.00 × 5.50 = 110.00
床面積	110m ²	20.00 × 5.50 = 110.00

■計画概要

国立妙高自然の家 既存野外炊事場の隣に東屋を建設する計画である。
東屋は施設が保有しているテーブルや椅子などを置いて休憩等をするスペースである。必要な設備は照明とコンセントのみである。

□本体建築物

隣接する既存の炊事棟などと同様にRC造とする。全体のデザインも隣接する棟と同様のイメージで計画する。
冬季のための雪囲い板を腰高まで設置できるよう用意する。
上記雪囲い板の設置のためと、斜面への落下防止のため、腰高までのRC腰壁を要所に設置する。

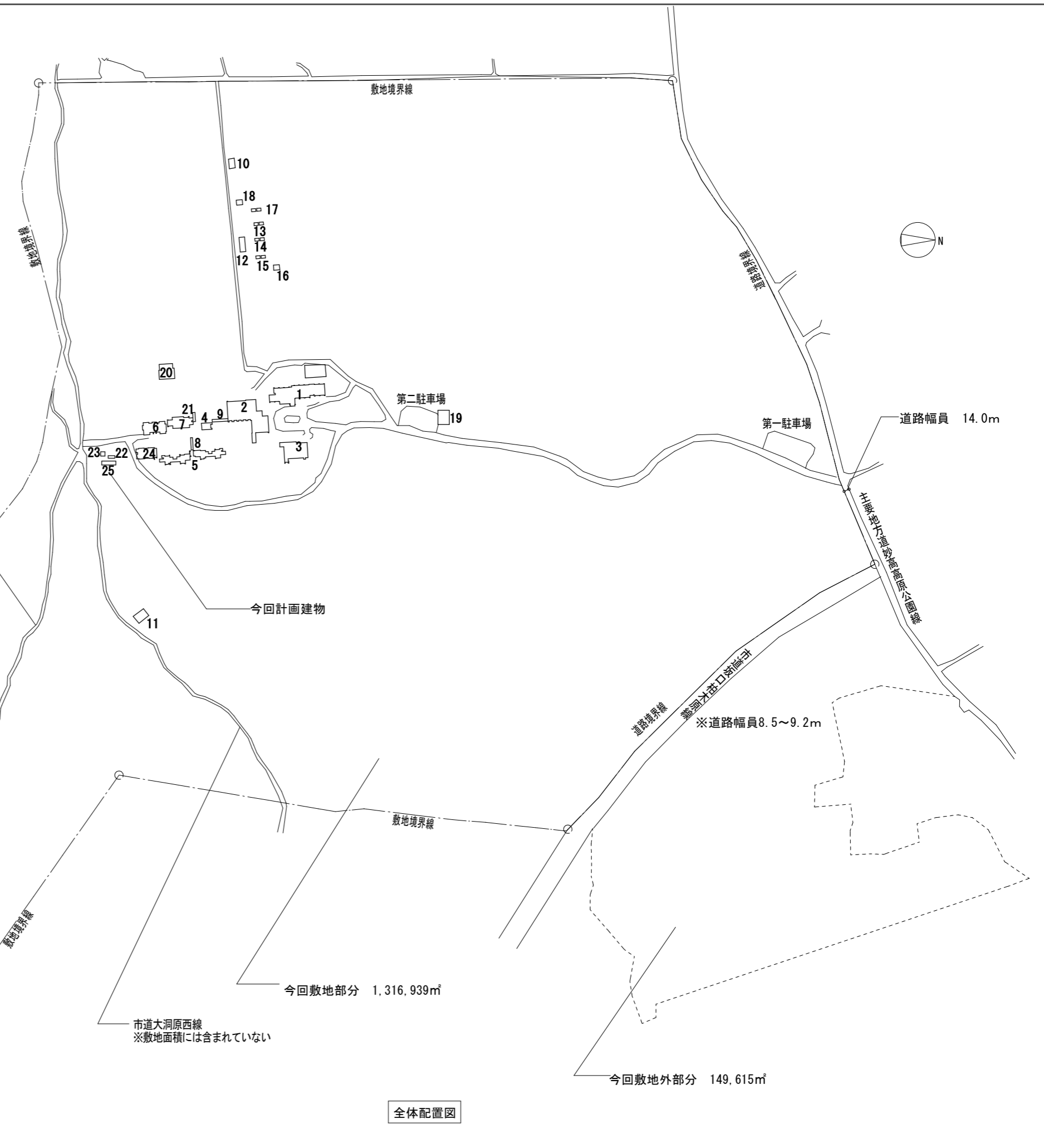
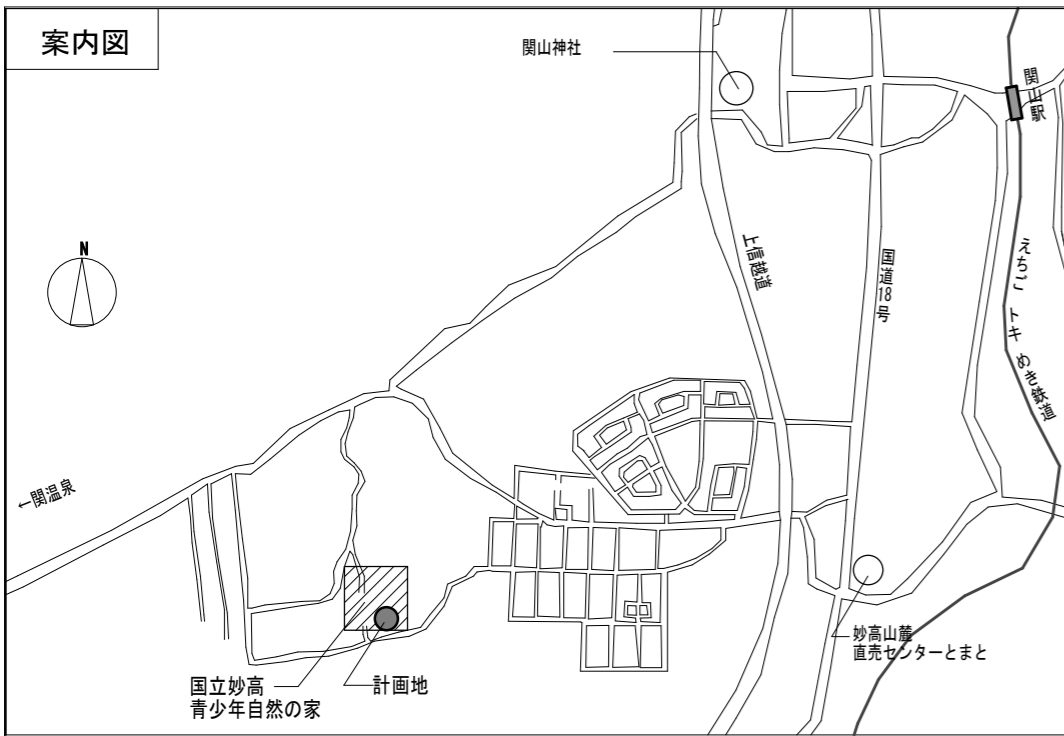
□外構等

屋根の雨水は樋をもうけず、垂れ流しとする。
西側は雨水を受ける位置にV型側溝を計画し、通路の方へ流す計画とする。
東側は斜面へ屋根の雨水をそのまま垂れ流す。
敷地内のレベル差については、自然な勾配を設けた上、既存炊事棟とのレベル差の解消部分については、1段の階段とスロープを設ける。
それらのスロープと階段は既存で利用されている外構用の擬木や砂利や土を利用する。

□設備

必要設備は、照明器具とコンセント設備である。

案内図



敷地内建築物一覧

市道坂口五最線
※敷地面積には含まれていない

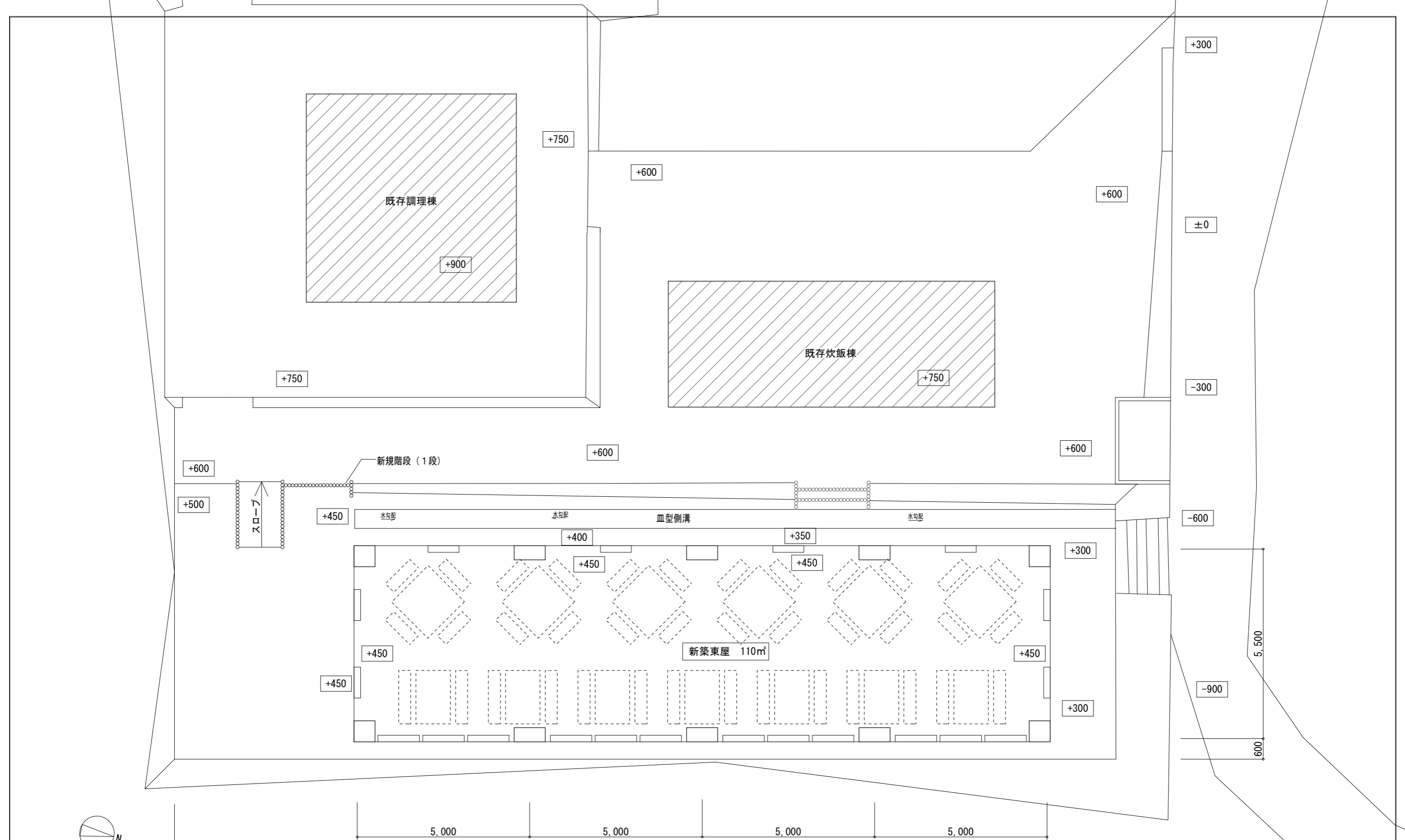
建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
1 サービス棟	RC造	2	1,343	2,138
2 コスモス・銀河棟	RC造	3	1,572	3,702
3 プレイホール棟	RC造	2	1,080	1,865
4 なかよしホール棟	RC造	平屋	302	302
5 アト`ロタ`・カソヘア棟	RC造	3	410	1,867
6 ペルセウス棟	RC造	2	371	806
7 オリオン棟	RC造	平屋	388	482
8 渡り廊下	鉄骨造	平屋	45	45
9 渡り廊下	鉄骨造	平屋	62	62
10 受水槽上屋	RC造	平屋	79	79
11 浄化槽上屋	RC造	平屋	98	98
12 メインロジ	RC造	2	168	363
13 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
14 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
15 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
16 野外便所	RC造	平屋	62	62
17 野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
18 野外便所	RC造	平屋	62	62
19 車庫棟	RC造	2	198	239
20 スバルホール	RC造	2	336	392
21 連絡通路	RC造	平屋	37	37
22 第2野外炊飯場 炊飯棟	RC造	平屋	27	27
23 第2野外炊飯場 調理棟	RC造	平屋	29	29
24 ふれあい棟	RC造	2	352	745
25 東屋 (今回計画)	RC造	平屋	110	110
合計			7,323	13,704

建ぺい率 0.56%
容積率 1.04%

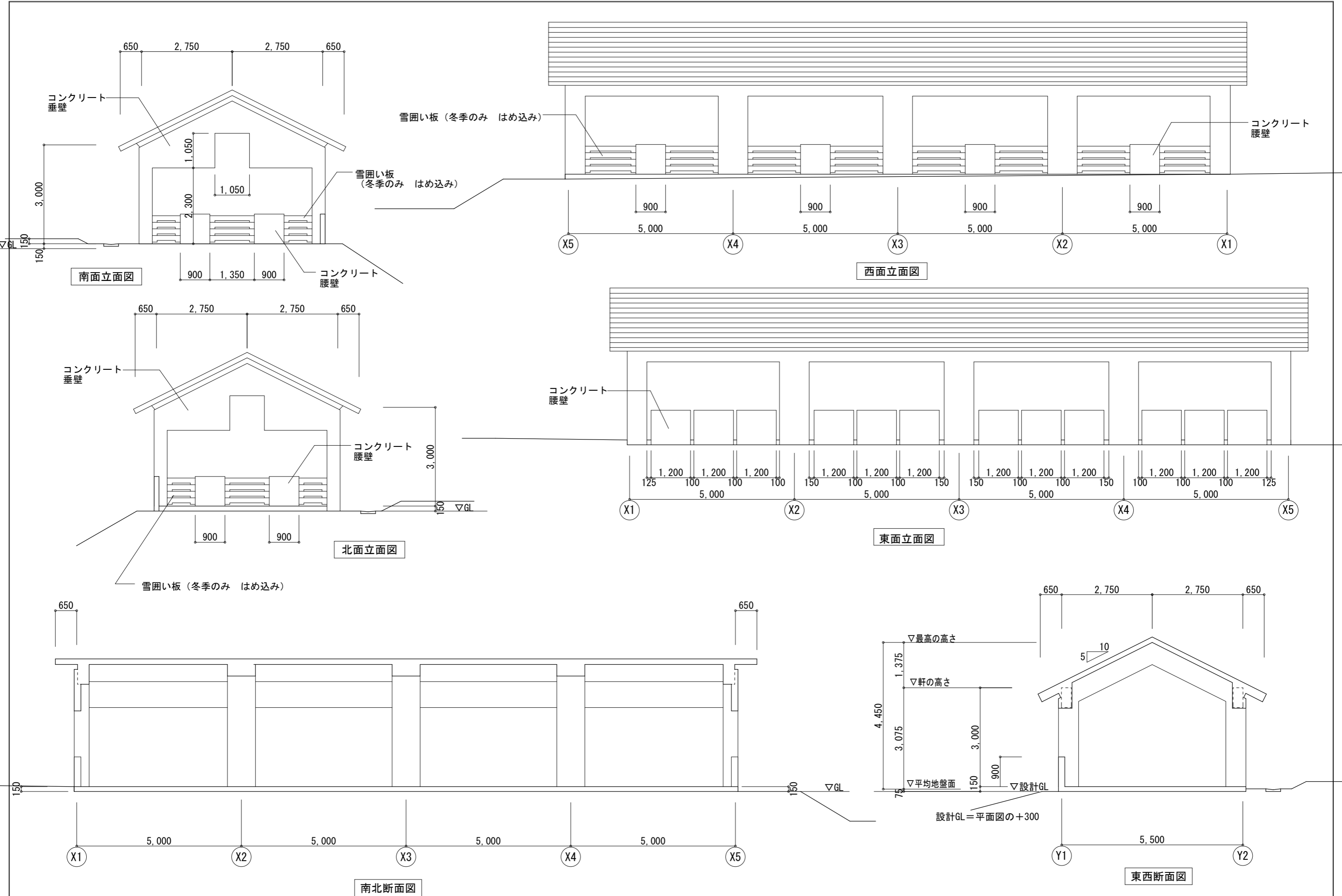
今回敷地部分 1,316,939㎡

今回敷地外部分 149,615㎡

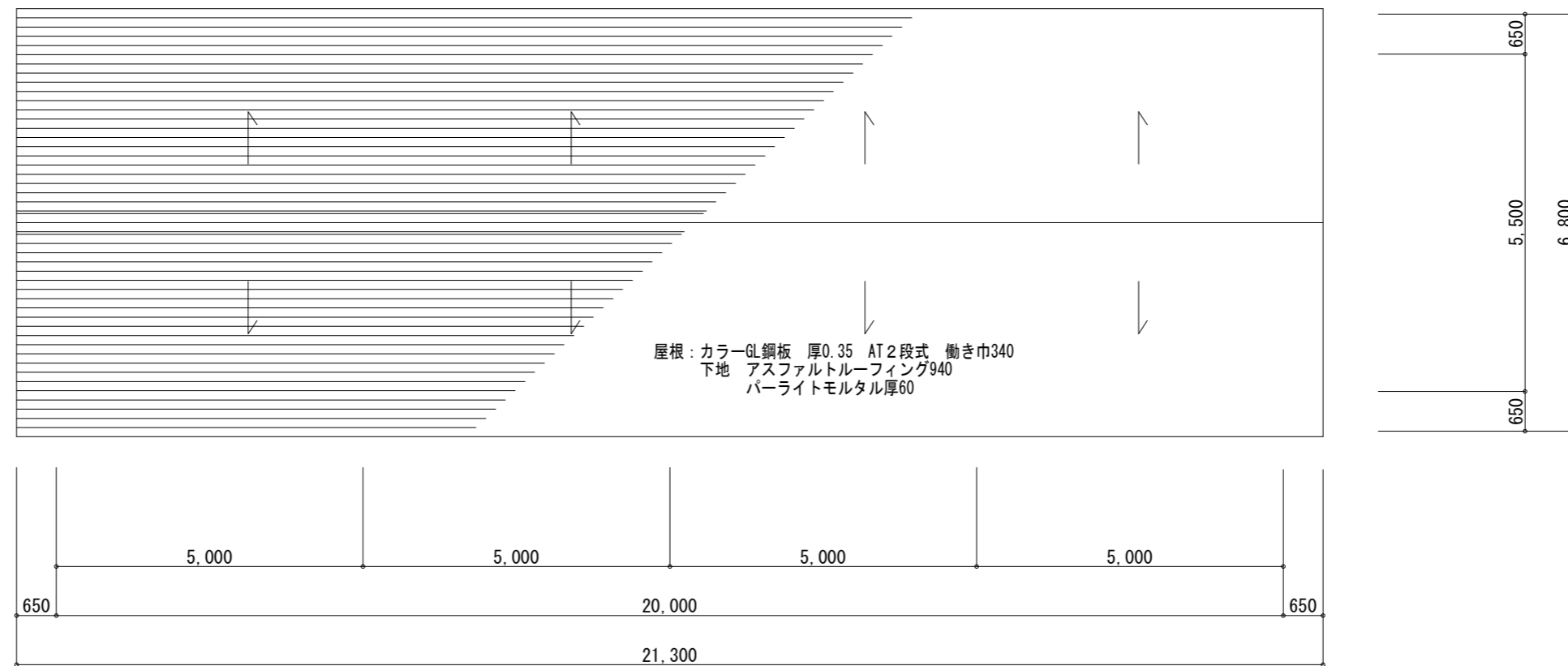
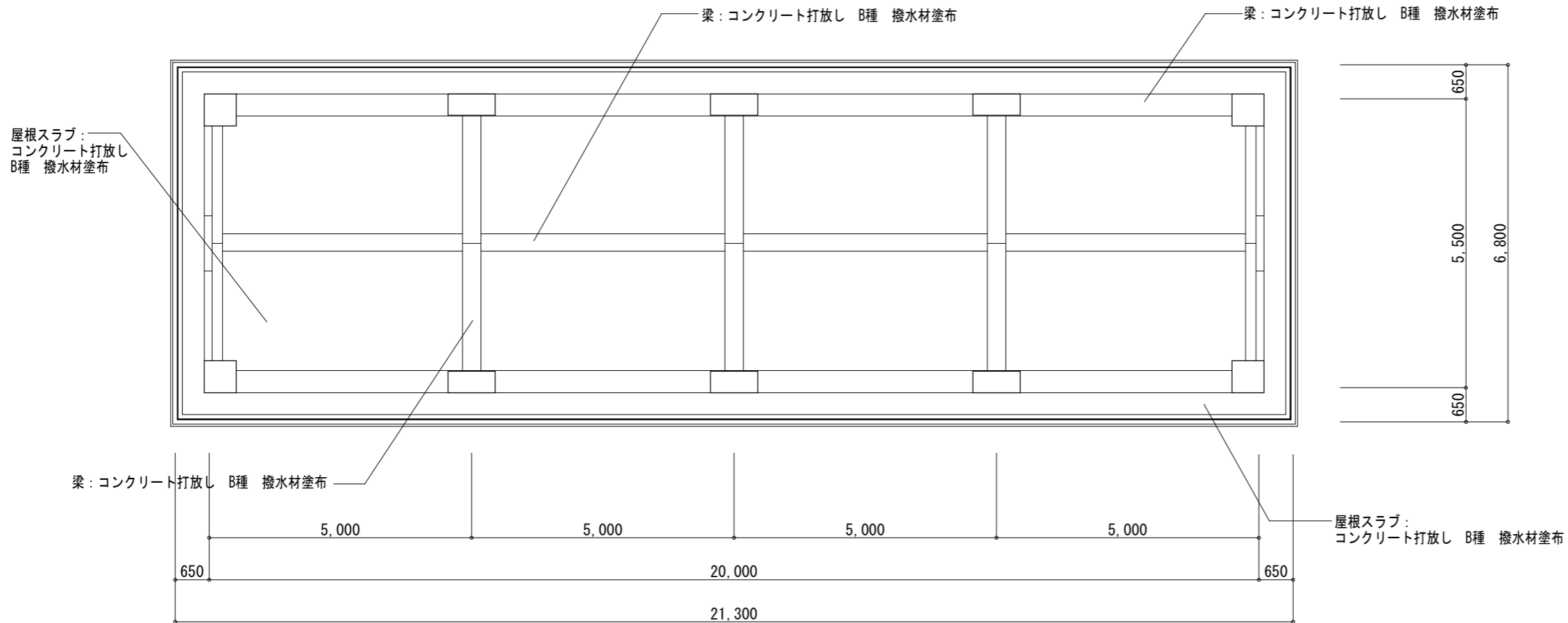
全体配置図

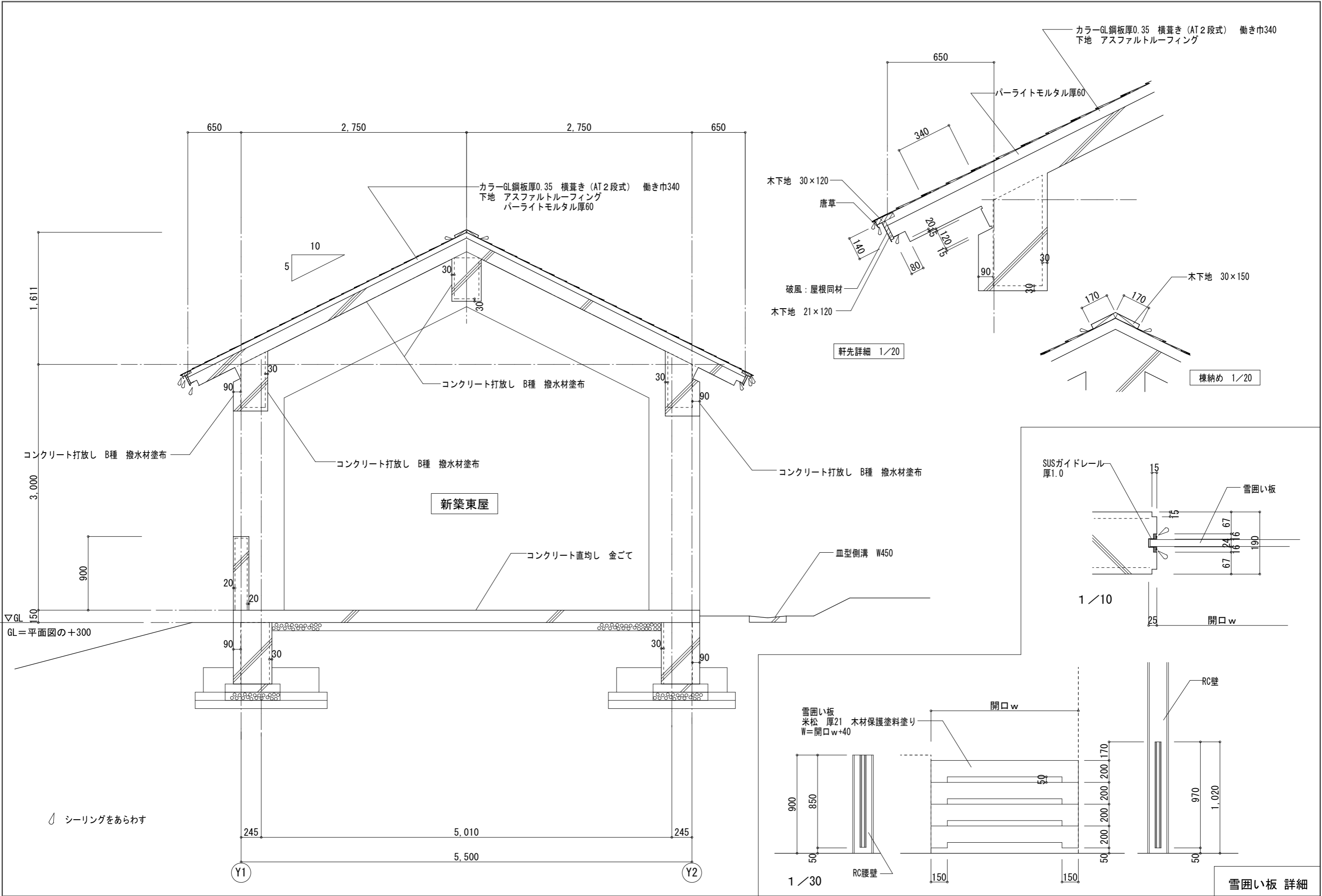


平均地盤面算定
 $0.15 \times 20 \div 2 + 0.15 \times 5.5 + 0.15 \times 20 \div 2 + 0 \times 5.5 = 3.825$
 $3.825 \div (20 + 5.5 + 20 + 5.5) = 0.075$
 $0.075 + 0.3 = 0.375$

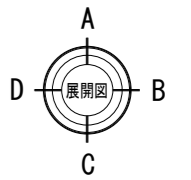
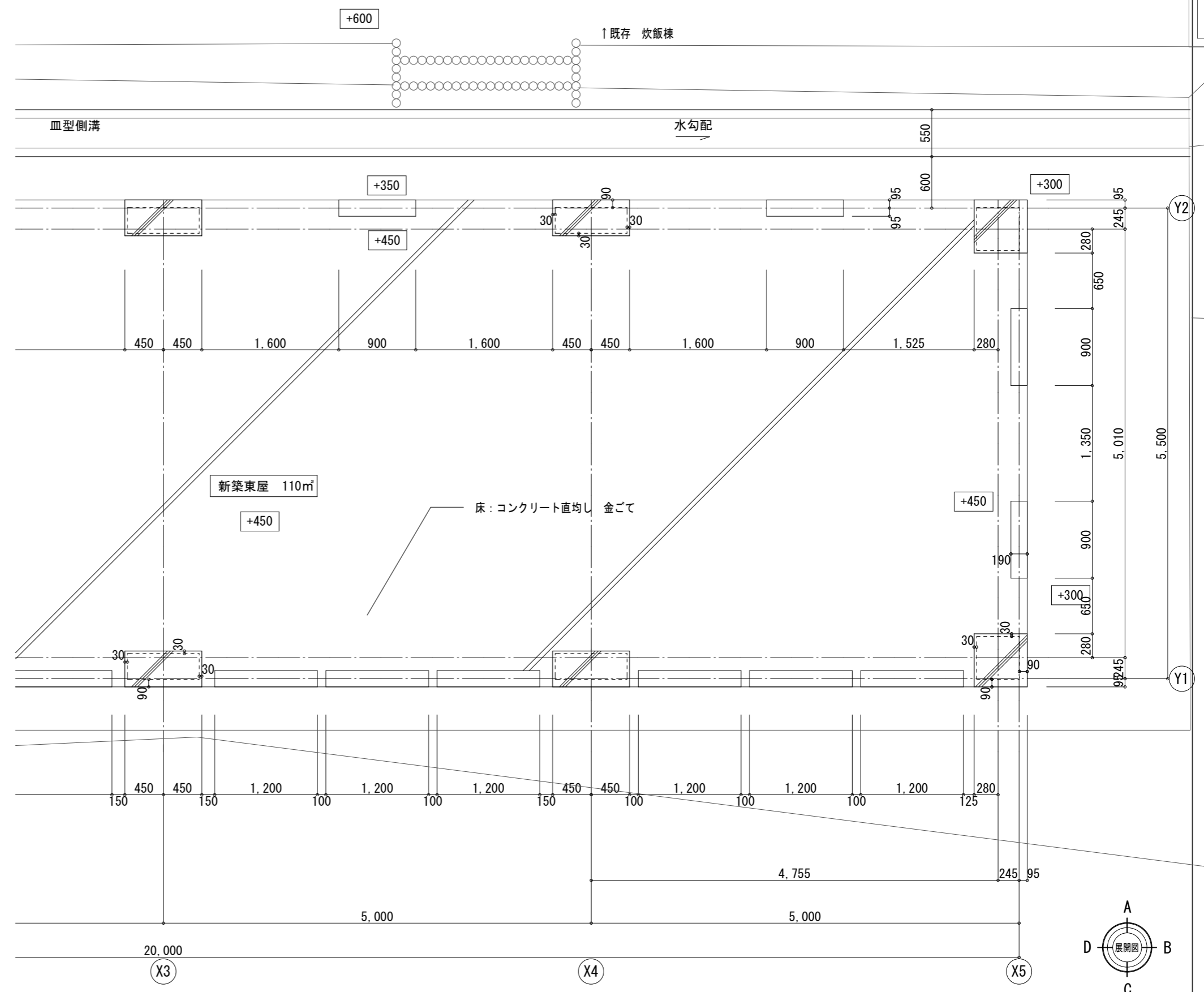
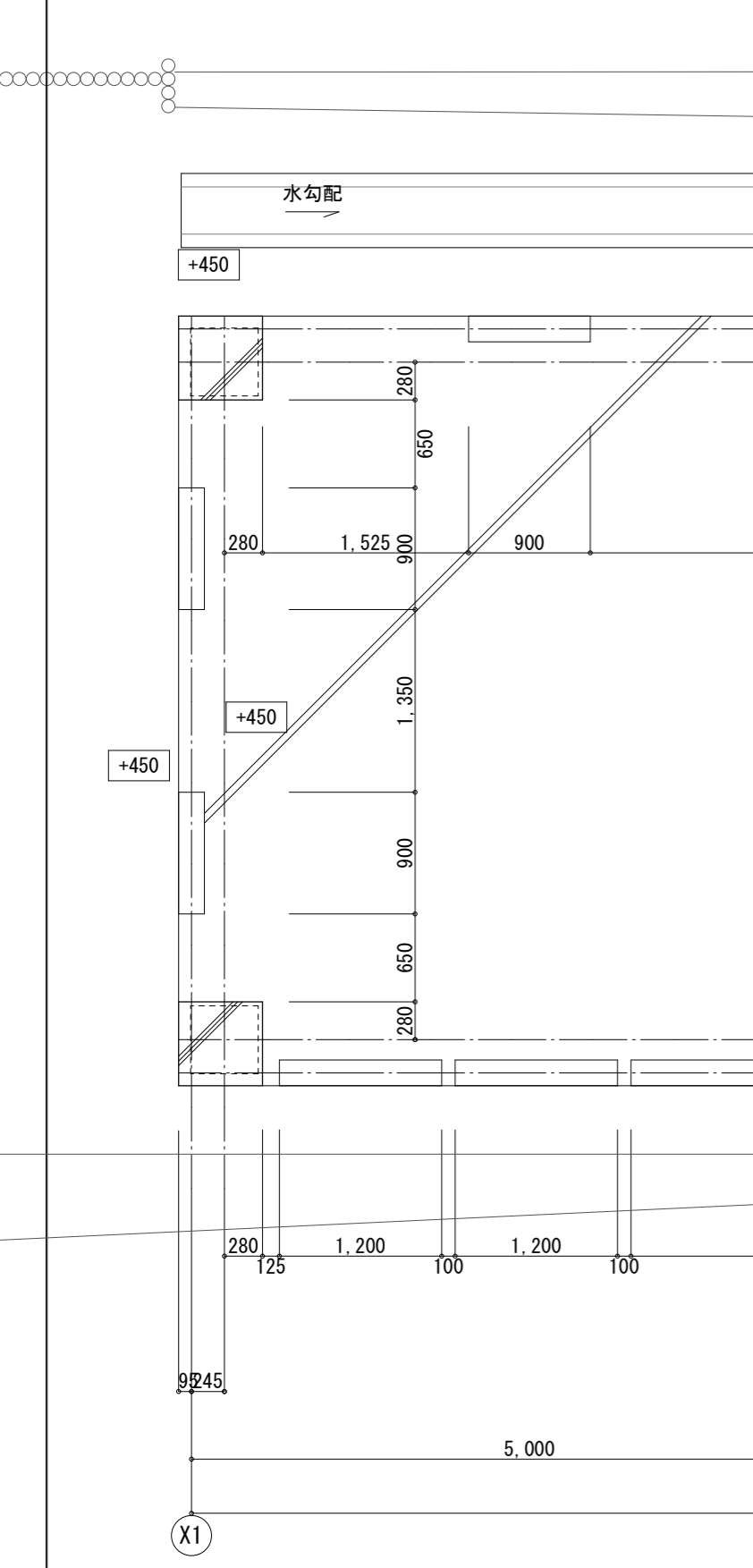


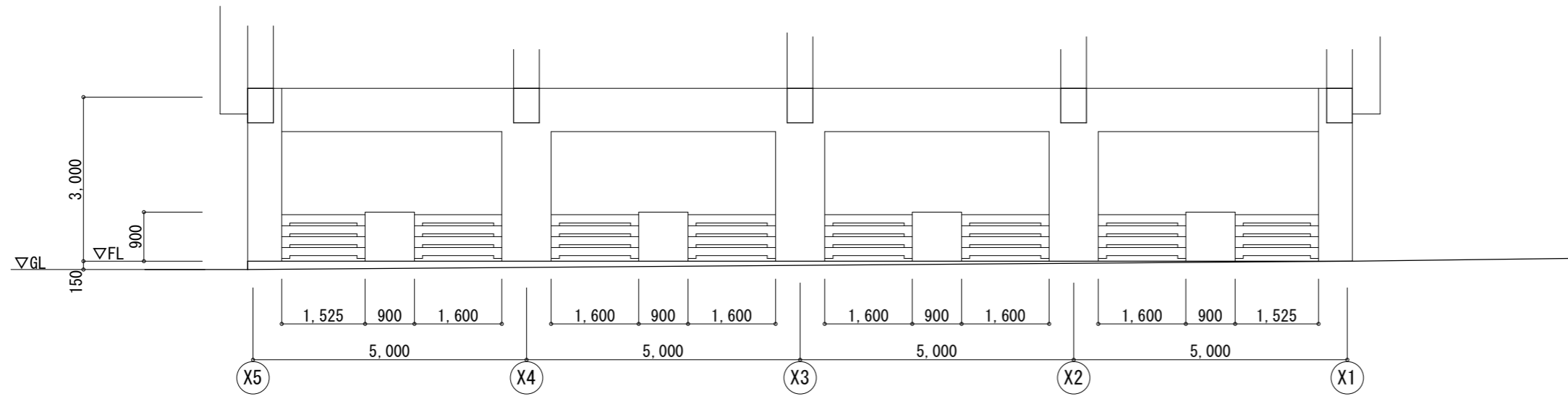
プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	図面名称 立断面図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.02	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本図 ○ 実施図 ◎ 完成図 	国立妙高青少年自然の家 EG 建築設計室 〒944-0341 新潟県妙高市経塚町1-19	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 A-08
---------------------	----------------------------------	--------------	----------------	----------------	---	--	-------------------------	--------------



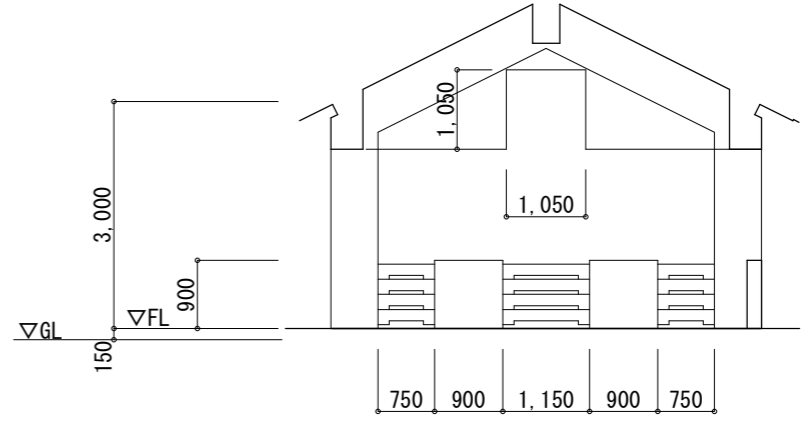


プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	図面名称 矩計図	縮尺 A3 1:40	作成日 2023.02	● 基本図 ○ 実施図 ◎ 完成図	国立妙高青少年自然の家 EG 建築設計室 〒944-0304 新潟県妙高市経塚町1-1-9	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 A-10
---------------------	----------------------------------	-------------	---------------	----------------	-------------------------	---	-------------------------	--------------

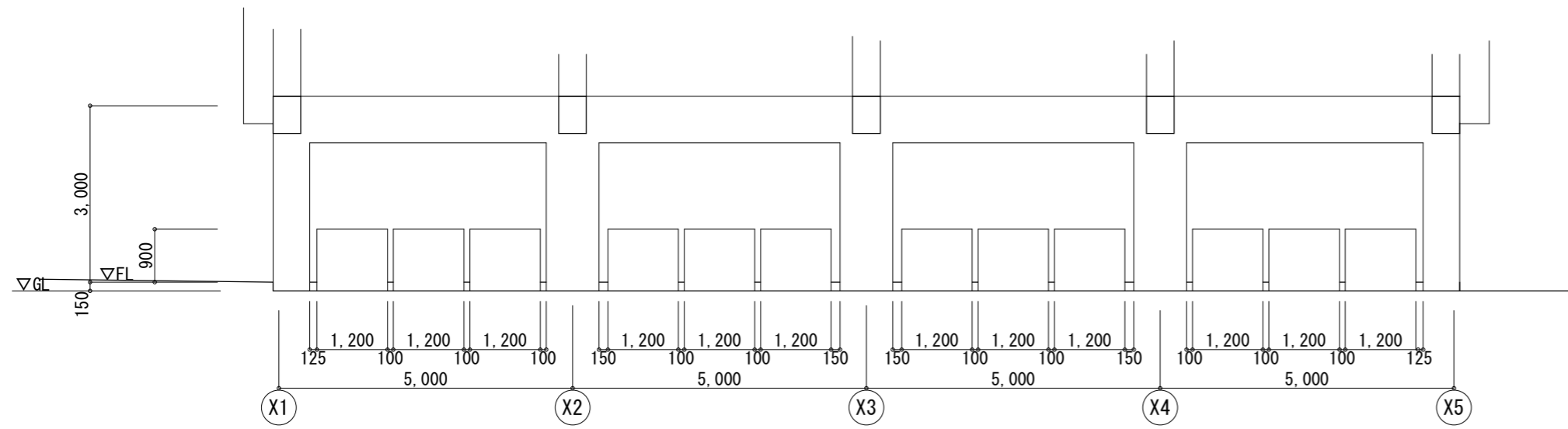




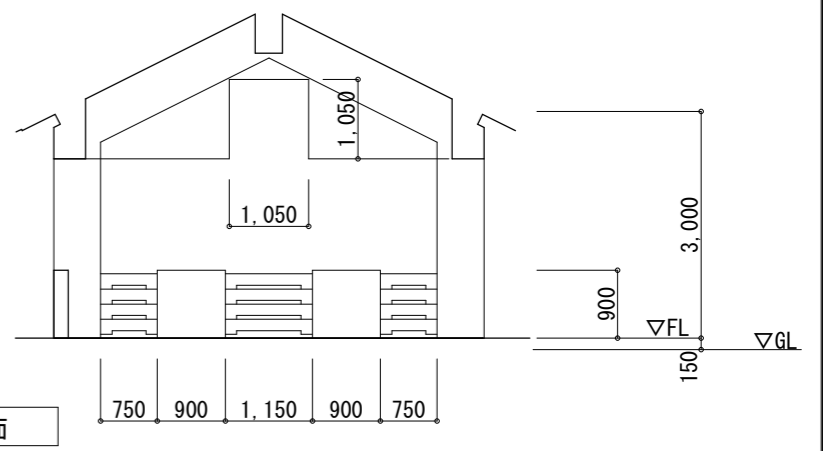
A 面



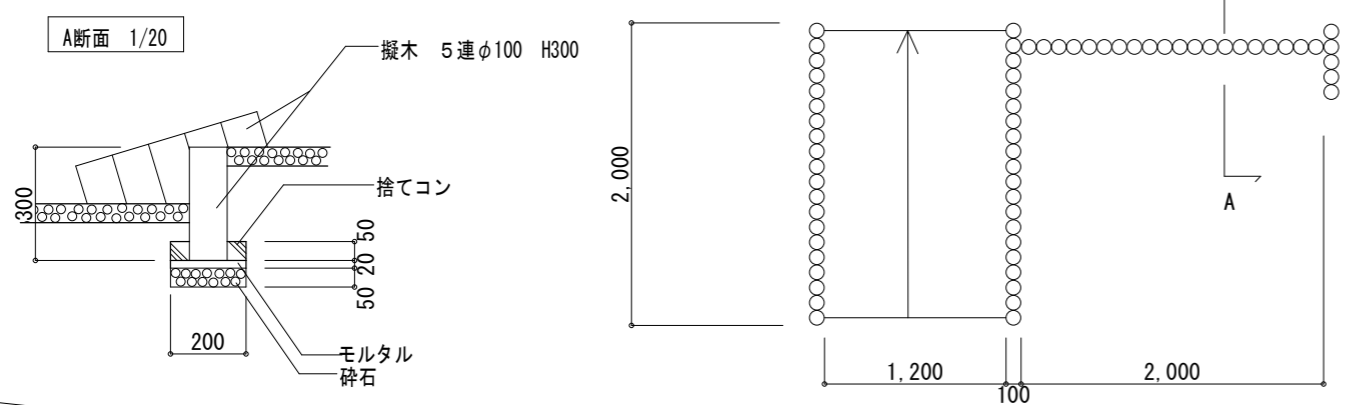
B 面



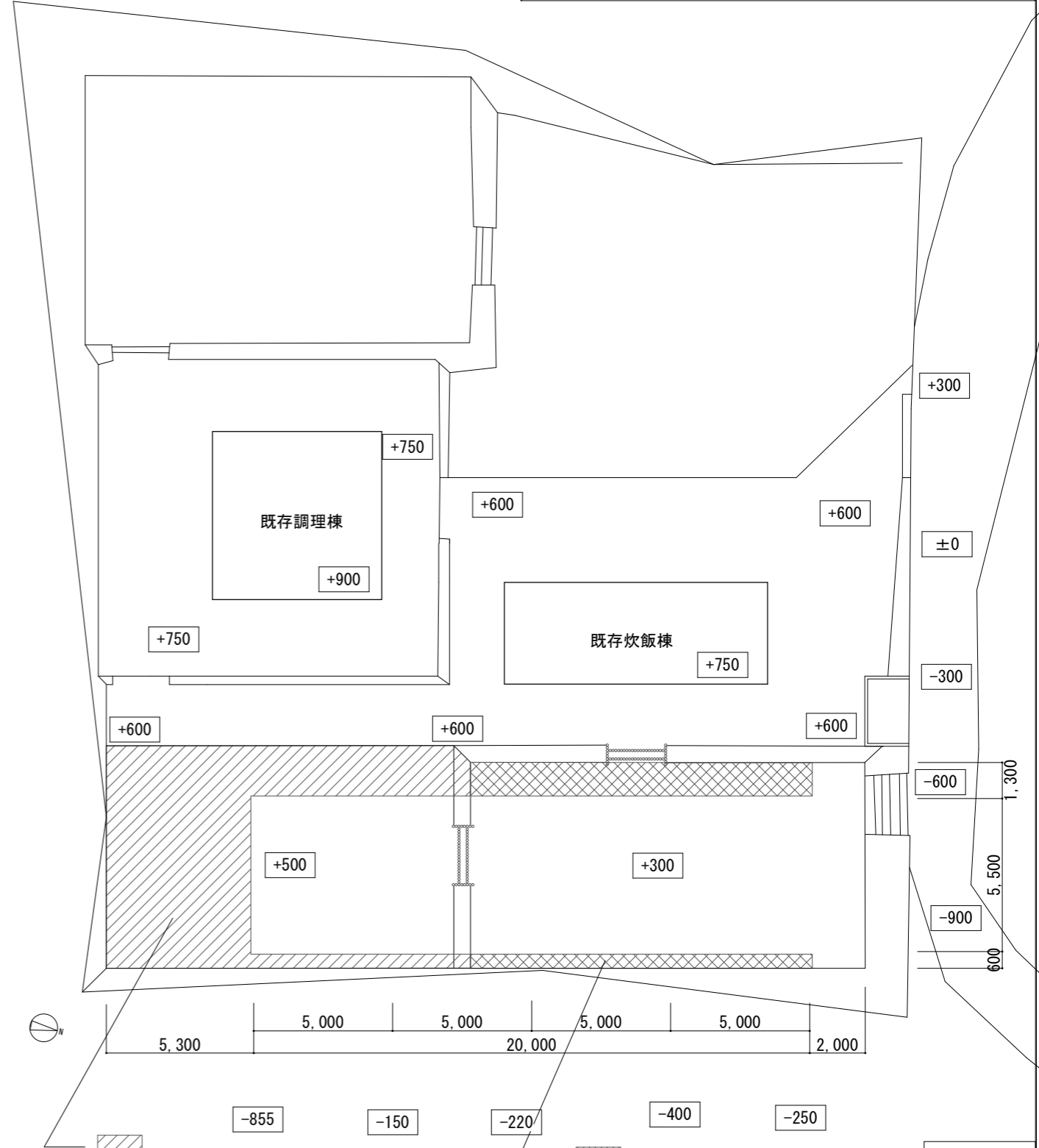
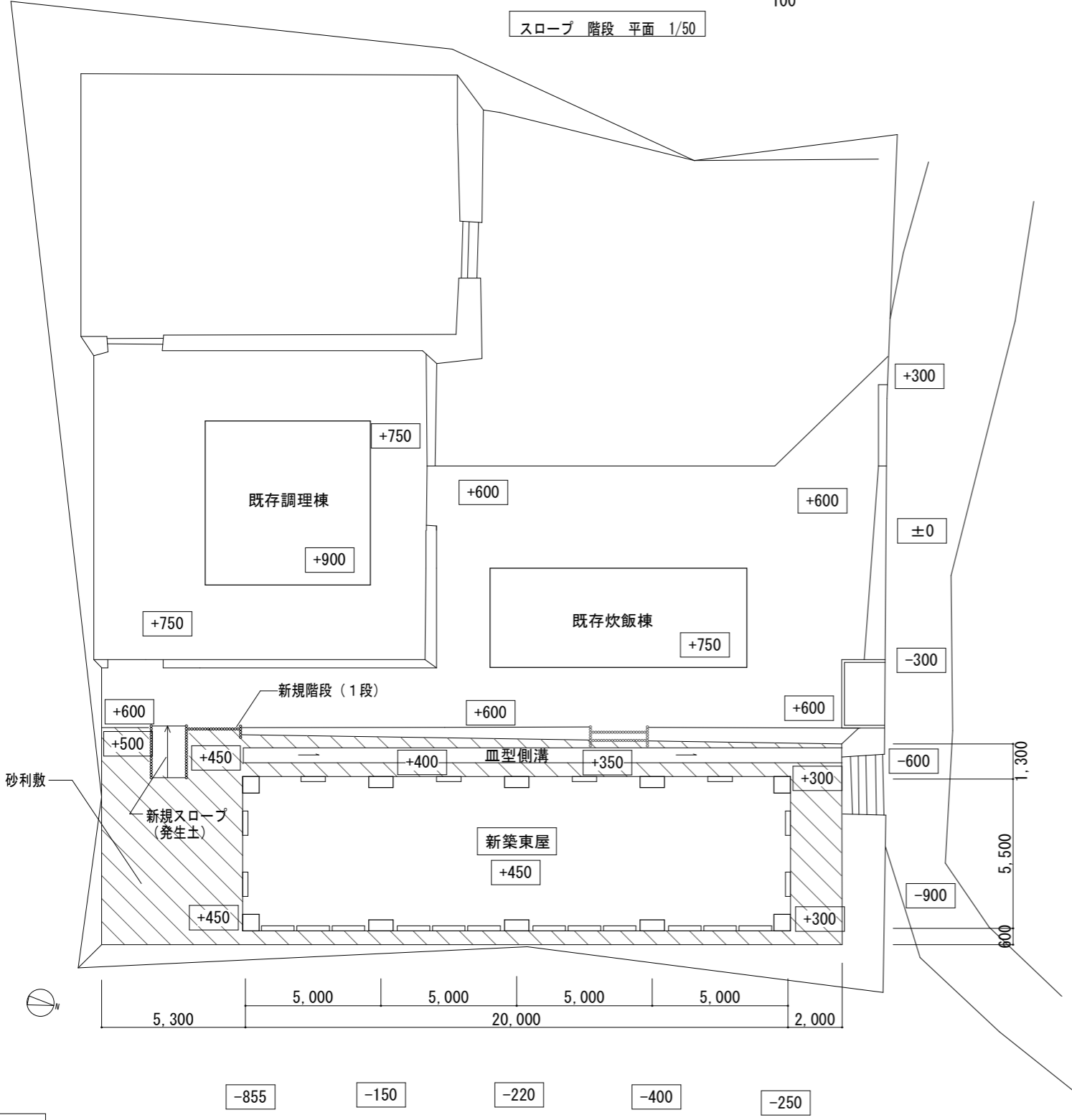
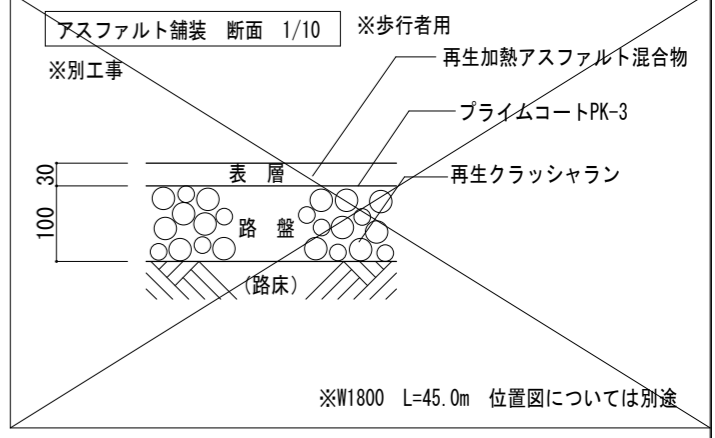
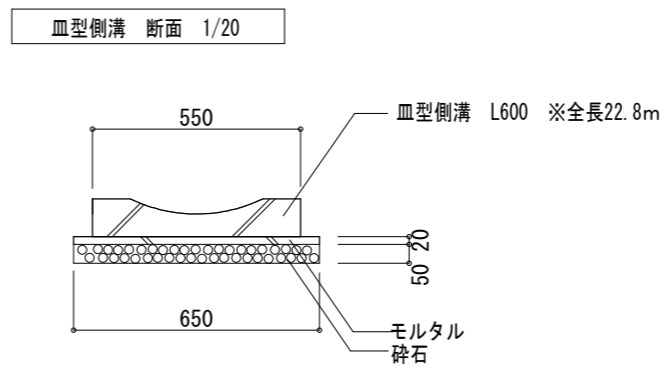
C 面



D 面



スロープ 階段 平面 1/50



工事後 現況図

新構造設計特記仕様 その2

※修正箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

9. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS5 2018 による。

(a) コンクリートの仕様

本仕様書では、JASS5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が36N/mm²以下のコンクリートについてはJASS5の3節～11節を適用し、36N/mm²を超えるコンクリートについてはJASS5の17節（高強度コンクリート）を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正值から定める調査管理強度以上とし、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大匠認定を受けた製品を用いる必要がある。軽量コンクリートについてはJASS5の14節によること。

表9.1 コンクリート圧縮強度(N/mm²)に応じた仕様書の使い分け

設計基準強度 Fc	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60
JASS5での区分	普通コンクリート							高強度コンクリート							

表9.2 レディーミクストコンクリートのJIS規格品

調査管理強度(N/mm ²)	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57	60	60超
----------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

呼び強度 (JIS規格品) 21 24 27 30 33 36 40 42 45 50 55 55 60 60 ※ ※印は規格外

(b) 品質と施工

- 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。
 - 標準 □長期 □超長期 (本仕様書では計画供用期間の級は、「短期」を想定していない。)
- コンクリートは JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するJIS認証工場の製品とする。
- 設計基準強度が36N/mm²を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調査・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監理者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が36N/mm²以下33N/mm²以上の場合スランプ21cm以下、33N/mm²未満の場合スランプ18cm以下とし設計基準強度が36N/mm²超 45N/mm²未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下、設計基準強度が45N/mm²以上の場合はスランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下とし、特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として0.3kg/m³以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として外気温が25℃未満の時は120分、25℃以上の時は90分とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。
- コンクリート打込み中、及び、打込み後5日間はコンクリートの温度が2度を下回らないようにし、セメントの種類に応じて湿潤養生する。

(c) 調査および構造体コンクリート強度

- コンクリートの強度を求める強度試験は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)もしくはJIS A 1107 (コンクリートからのコアの採取方法) による。
- i) 高強度コンクリート
 - 調査強度を定めるための基準とする材齢は、特記による。特記のない場合は 28日とする。
 - 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は 91日とする。
 - 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
 - 標準養生した供試体による場合、調査強度を定めるための基準とする材齢において調査管理強度以上とする。
 - 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に3N/mm²加えた値以上とする。
 - 調査管理強度は、以下による。
$$F_m = F_c + m S_n \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
$$F_m : \text{高強度コンクリートの調査管理強度 (N/mm}^2\text{)}$$
$$F_c : \text{コンクリートの設計基準強度 (N/mm}^2\text{)}$$
$$m S_n : \text{高強度コンクリートの構造体強度補正值で JASS5 による。}$$
 - 調査強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。
$$F \geq F_m + 1.73 \sigma_H \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
$$F \geq 0.85 F_m + 3 \sigma_H \text{ (N/mm}^2\text{)}$$
$$F : \text{高強度コンクリートの調査強度 (N/mm}^2\text{)}$$
$$\sigma_H : \text{高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm}^2\text{) で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績がない場合は、0.1(F_c + m S_n)とする。}$$

ii) 普通コンクリート

- 調査を定めるための基準とする材齢は、原則として 28日とする。
- 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢 ⁽¹⁾	判定基準
標準養生 ⁽²⁾	28日	X ≥ Fm
コ ア	91日	X ≥ Fq

ただし、X：1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm²)

Fm：コンクリートの調査管理強度 (N/mm²)

Fq：コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

[注] (1) 早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。

(2) 工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日までは20±10℃の日光および風が直接当たらない箇所で、乾燥しないように養生して保管することができる。

* 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることできる。その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が20℃以上の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調査管理強度以上であり、平均気温が20℃未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3 N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

* コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることできる。その場合の判定基準は材齢28日を超え91日以内のn日において3個の供試体の圧縮強度の平均値から 3N/mm²を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

■ 調査管理強度は、以下による。

$$F_m = F_c + m S_n \text{ (N/mm}^2\text{)}$$

Fm：コンクリートの調査管理強度 (N/mm²)

Fc：コンクリートの品質基準強度 (N/mm²)

m S_n：標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日における圧縮強度の差による構造体強度補正值 (N/mm²)

■ 調査強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。調査強度を定める材齢 m 日は、原則として28日とする。

$$F \geq F_m + 1.73 \sigma \text{ (N/mm}^2\text{)}$$

$$F \geq 0.85 F_m + 3 \sigma \text{ (N/mm}^2\text{)}$$

F：コンクリートの調査強度 (N/mm²)

σ：使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm²) で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績のない場合は 2.5N/mm²、または 0.1F_m の大きい方の値とする。

(d) 検査

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（一財）国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し、工事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合 1日 1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
- スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが 8cm以上18cm以下の場合±2.5cm、21cmの場合±1.5cm（呼び強度27以上で高性能AE減水剤を使用する場合は±2cm）とする。高強度コンクリートの場合は、スランプが 18cm以下の場合±2.5cm、21cm以上の場合±2cmとし、スランプフローの許容差は、目標スランプフローが 50cm以下の時は±7.5cm、50cmを超える時は±10cmとする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢 28日で行い、1回の試験は、打込み区ごと、打込み日ごと、かつ 150m³またはその端数ごとに 3個の供試体を用いて行う。3回の試験で 1検査ロットを構成する。高強度コンクリートでは、打込み日かつ 300m³ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は 3回とする。検査は適当な間隔をあげた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生とする。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み区ごと、打込み日ごと、かつ 150m³またはその端数ごとに 1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた 3台の運搬車から 1個ずつ採取した合計 3個の供試体を用いる。高強度コンクリートでは打込み日、打込み区区かつ 300m³ごとに行う。検査には適当な間隔をあげた任意の 3台のトラックアジテータから採取した合計 9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度の判定は、JASS5による。構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c)調査および構造体コンクリート強度による。
- コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取扱要綱」第4条の試験機関で行うこと。

試験・検査機関名	(都知事登録 号)
代行業者名	(登録番号 号)
代行業者とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。	

(2) 鉄筋

(a) 施工

- 鉄筋はJIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551 (溶接金網および鉄筋格子) に適合するものを用いる。
- 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新 鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)～(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

表9.4 鉄筋の継手

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級			鉄筋の径	使用箇所
	(1) 引張力最小部位	(2) (1)以外の部位(注)			
		A級	B級	SA級	
■ 重ね継手	標準図による				□ D (16) 以下
■ 圧接継手	□ 告示1463号第2項各号	□	□	□	□ D (19) 以上
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号	□	□	□	□ D () 以上
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号	□	□	□	□ D () 以上

注) (1) 以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準 (建築物の構造関係技術基準解説書 2020)』によって検討した部材の条件・仕様によること。

■ 機械式継手および圧接継手および溶接継手は(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」による他、所要の品質が得られるように工事計画および工事管理計画を定めて、工事監理者の承認を受ける。

■ ガス圧接の施工は、強風時または降雨時には原則として作業を行わない。ただし、風除け・覆いなどの設備をした場合には、工事監理者の承認を得て作業を行うことができる。

■ 圧接技量資格者は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認証された技量適格性証明書を工事監理者に提出し、承認を受ける。

□ 機械式鉄筋定着工法に用いる定着板には信頼できる機関による性能証明書等を取得した定着金物を用いる。

(b) 検査

- i) 鉄筋の種類・径の検査
 - 鉄筋搬入時に鉄筋の種類と径をミルシート、ロールマーク、結束ごとの表示で確認し、必要に応じて径は計測する。
- ii) 配筋の検査
 - 鉄筋の数量、材質、加工形状、配置、間隔、継手と定着の位置と長さ、カットオフ長さ等を目視、又は計測で確認する。
- iii) 鉄筋継手部の検査
 - 各継手工法ごとの検査は平12建告1463号による他、具体的な検査方法は、(公社)日本鉄筋継手協会仕様書を参照のこと。

表9.5 鉄筋継手部の検査 (検査結果は工事監理者に報告すること)

鉄筋継手工法	検査の種類	検査数量		試験方法	
		全数 ※	目視又は計測		
圧接継手	■ 外観検査	全数 ※	目視又は計測		
	■ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり (30) 箇所又は () %	JIS Z 3062:2014による		
溶接継手	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 3120:2014による		
	□ 外観検査	全数 ※	目視又は計測		
溶接継手	□ 超音波探傷検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JRJS 0005:2017による		
	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による		
機械式継手	□ 外観検査	全数 ※	目視又は計測		
	□ 超音波測定検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JRJS 0003:2017による		
機械式継手	□ 引張試験による検査	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	JIS Z 2241:2011による		

注) 1 抜取り1検査ロットは、同一作業班が同一日に作業した継手箇所でも200箇所程度とする。
注) 2 ガス圧接部分の検査は超音波探傷検査によって行う場合、数ロットについては引張試験も併用し、1回の引張試験は超音波探傷試験に合格した部位から抜取った3本以上とする。

※外観検査の実施は次による。(必要に応じて測定器具等の検査機器を用いること)

表9.6 外観検査の要領

	自主検査	受入検査		工事監理者	備考
		検査機関	施工者		
□	全数	全数	()	()	
■	全数	超音波探傷又は超音波測定検査実施部位	検査機関による検査部位以外	()	
□	全数	—	全数	()	
□	全数	抜取り1検査ロット当たり () 箇所又は () %	()	()	

- 引張試験を行う試験機関、非破壊試験を行う検査機関は、建築主、工事監理者、又は施工者が自ら契約した機関とする。
- 試験機関は「建築物の工事における試験及び検査における東京都取扱要綱」第4条の試験機関、検査機関は同要綱第8条の検査機関とする。

試験機関名	(都知事登録 号)
検査機関名	(都知事登録 号)

(3) かぶり厚さ

- 最小かぶり厚さは、表9.7に規定する設計かぶり厚さを10mm減じた値とする。
- 設計かぶり厚さは、コンクリート打込み時の変形・移動などを考慮して、最小かぶり厚さが確保されるように、部位・部材ごとに定めるものとし、表9.7以上の値とする。

表9.7 設計かぶり厚さ(単位:mm)

構造体の計画供用期間の級	標準・長期		超長期		
	屋内	屋外 ⁽²⁾	屋内	屋外 ⁽²⁾	
構造部材	柱・梁・耐力壁	40	50	40	50
	床スラブ・屋根スラブ	30	40	40	50
非構造部材	構造部材と同等の耐久性を要求する部材	30	40	40	50
	計画供用期間中に維持保全会を行う部材 ⁽¹⁾	30	40	(30)	(40)
直接土に接する柱・梁・壁・床および布基礎の立上り部分、擁壁の壁部分	50				
基礎、擁壁の基礎・底盤	70				

注) (1) 計画供用期間の級が超長期で計画供用期間中に維持保全会を行う部材では、維持保全の周期に応じて定める。
(2) 計画供用期間の級が標準、長期および超長期で、耐久性上有効な仕上げを施す場合は、屋外側では設計かぶり厚さを 10mm減じることができる。

- 完成した構造体の各部位における最外側鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
- コンクリート構造体に誘発目地・施工目地などを設ける場合は、建築基準法施行令第79条に規定する数値を満足し、構造耐力上必要な断面寸法を確保し、防水上および耐久性上有効な措置を講じれば上記によらなくても良い。

(4) 型枠

- 型枠および支保工の存置期間は、下表による。
- 表9.8 型枠存置日数 昭和46年建設省告示第110号(最終改正:令和元年国土交通省告示第203号)

種類	せき板		支柱			
	基礎、梁側、柱、壁	スラブ下、梁下	スラブ上		梁下	
セメントの種類	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種	早強ポルトランドセメントA種	普通ポルトランドセメントA種
	高炉セメントA種	シリカセメントA種	高炉セメントA種	シリカセメントA種	高炉セメントA種	シリカセメントA種
存置期間の平均気温	15℃以上	5℃～15℃	5℃未満	15℃以上	5℃～15℃	5℃未満
コンクリートの材令(日)	2	3	4	6	8	17
	3	5	6	10	12	25
	5	8	10	16	15	28
コンクリートの圧縮強度	※ 5.0N/mm ²		設計基準強度の50%			
			85%		100%	

※ JASS 5では普通コンクリートの場合計画供用期間の級が標準にあつては 5N/mm²以上、長期及び超長期の場合は 10 N/mm²以上、また高強度コンクリートの場合は 10N/mm²以上。
注) 1 片持ち梁、庇、スパン 9.0m以上の梁下は、工事監理者の承認による。
注) 2 大梁の支柱の盛替えは行わない。また、その他の梁の場合も原則として行わない。
注) 3 支柱の盛替えは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注) 4 盛替え後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注) 5 支柱の盛替えは、小梁が終ってからスラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って盛替えをしてはならない。
注) 6 直上階に着く大きい積載荷重がある場合においては、支柱(大梁の支柱を除く)の盛替えを行わないこと。
注) 7 支柱の盛替えは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動または衝撃を与えないように行うこと。

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
 (2) 記号
 d...異形鉄筋の呼び名に用いた数値(径) D...部材の成、又は鉄筋内法直径
 @...間隔 r...半径 C...中心線 L...部分間の内法距離 h...部材間の内法高さ
 S T...あばら筋 HOOP...帯筋 S.HOOP...補強帯筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

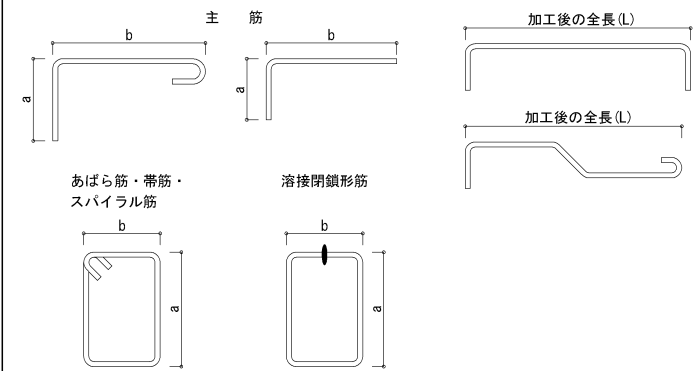
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
	180°	SD295 SD345	D16以下	3d以上
	135°		D19~D41	4d以上
	90°	SD390	D41以下	5d以上
	90°	SD490	D25以下	5d以上
	90°		D29~D41	6d以上

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
 (2) スパイラル筋の重ね継手部に90°フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
 (3) 片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
 (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
 (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
 (6) SD490の鉄筋を90°を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項	目	符号	許容差 (mm)	
各加工寸法(1)	主筋	D25以下	a, b	±15
		D29以上D41以下	a, b	±20
	あばら筋・帯筋・スパイラル筋	a, b	±5	
加工後の全長	L		±20	

[注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。

(4) 鉄筋のフック

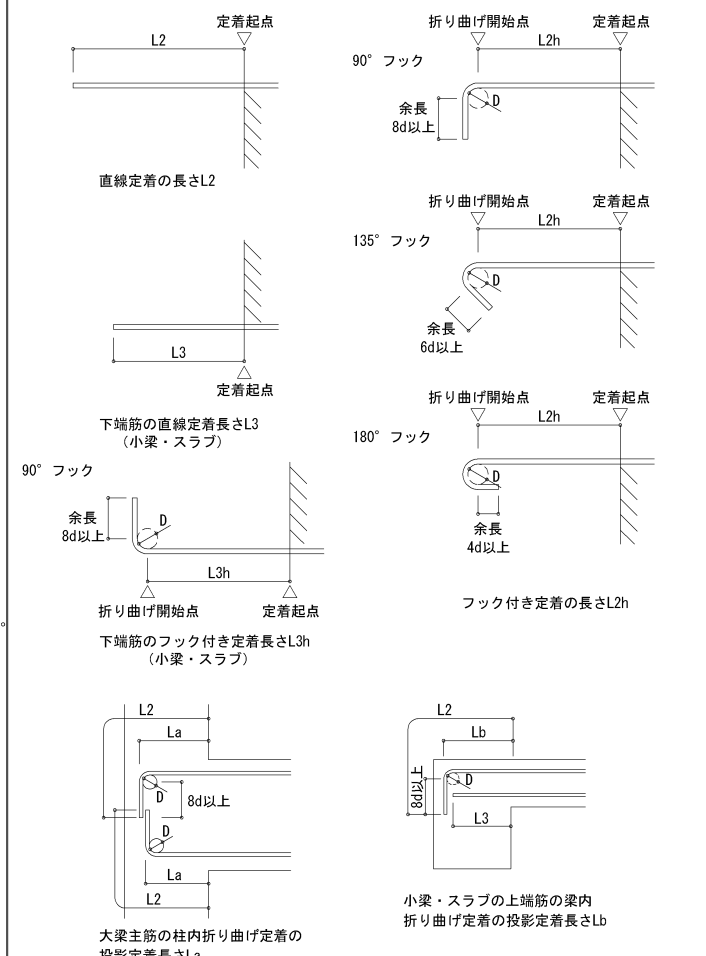
- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
 柱
 a. あばら筋、帯筋、および幅止メ筋
 b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
 c. 柱、梁(基礎梁は除く)の出すみ部分および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
 梁
 d. 単純梁の下端筋
 e. その他、本配筋標準に記載する箇所

(5) 定着長さ

(軽量コンクリートでは5dを加算する。)

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm ²)	一般				小梁下端筋			スラブ下端筋
		L2 (フックなし)	L2h (フックあり)	La ⁽³⁾	Lb	L3 (フックなし)	L3h (フックあり)	L3 (フックなし)	
SD295	18	40d	30d	20d	15d				
	21	35d	25d	15d	15d				
	24~27	30d	20d	15d	15d				
	30~36	30d	20d	15d	15d				
	39~45	25d	15d	15d	15d				
	48~60	25d	15d	15d	15d				
SD345	18	40d	30d	20d	20d				
	21	35d	25d	20d	20d				
	24~27	35d	25d	20d	15d	20d	10d	10d	
	30~36	30d	20d	15d	15d			かつ	
	39~45	30d	20d	15d	15d			150以上	
	48~60	25d	15d	15d	15d				
SD390	21	40d	30d	20d	20d				
	24~27	40d	30d	20d	20d				
	30~36	35d	25d	20d	15d				
	39~45	35d	25d	15d	15d				
	48~60	30d	20d	15d	15d				
	48~60	30d	20d	15d	15d				
SD490	24~27	45d	35d	25d	—				
	30~36	40d	30d	25d	—				
	39~45	40d	30d	20d	—				
	48~60	35d	25d	20d	—				

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。
 (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
 (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長さがL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長をL2以上とするとともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。
 (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。



(6) 継手

■重ね継手 (軽量コンクリートでは5dを加算する。)

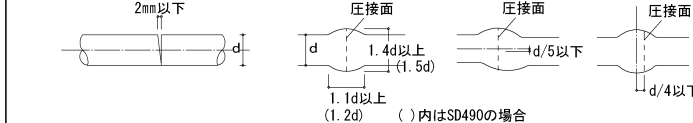
鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm ²)	重ね継手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
	48~60	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
	48~60	30d	20d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
	48~60	35d	25d
SD490	24~27	55d	40d
	30~36	50d	35d
	39~45	45d	35d
	48~60	40d	30d

- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
 (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね継手の長さは、細い方のdによる。
 (3) フック付き重ね継手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は継手長さに含まない。

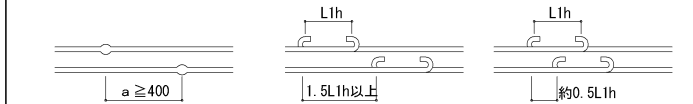
■継手に関する注意点

- 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
- D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
- 鉄筋径dの差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
- ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。

・ガス圧接形状(平成12年建設省告示1463号下図のほか、折れ曲がり、焼き割れ、へこみ、垂れ下がり及び内部欠損がないもの)



・圧接継手

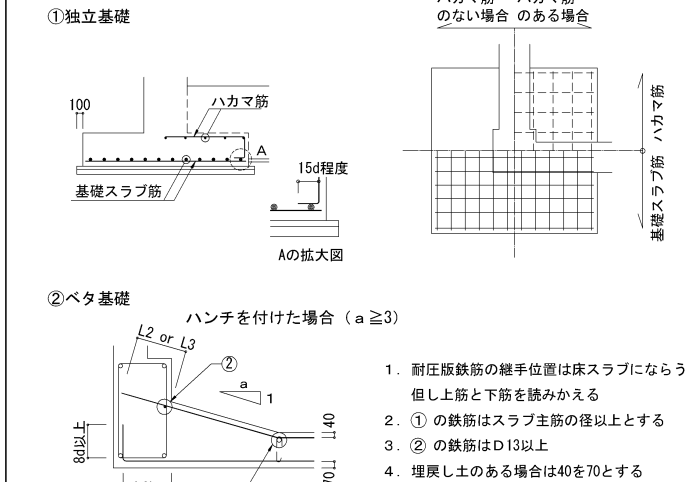


- 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手工法とする。
- 非破壊検査は工事監理者が承諾した信頼できる検査機関で行うこと。

3. 杭・基礎

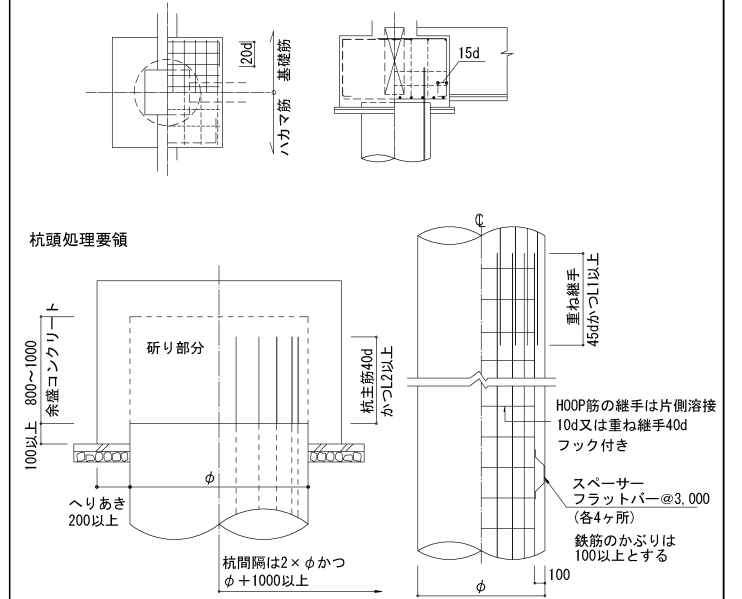
(配筋については地震力等の水平力等を考慮して別途検討すること)

(1) 直接基礎

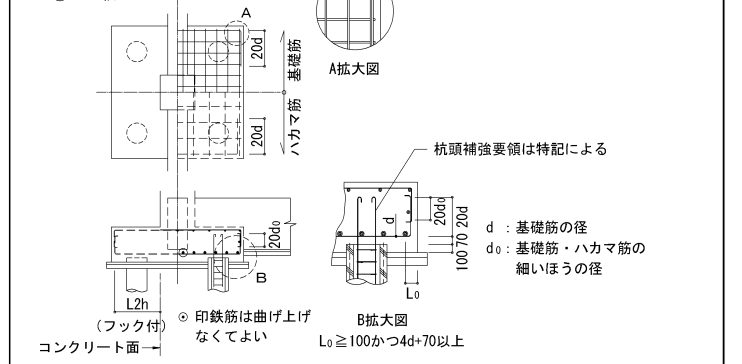


(2) 杭基礎

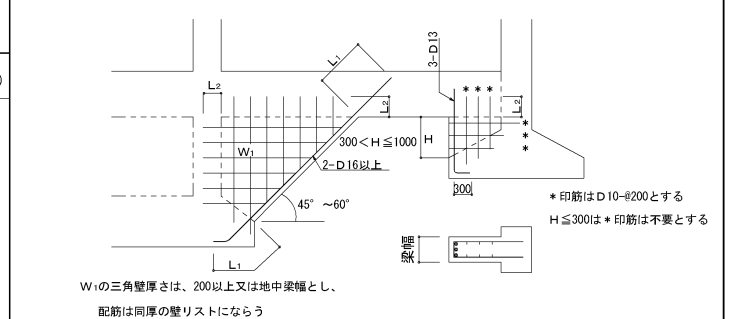
① 場所打ち杭



② PHC杭



(3) 基礎接合部の補強



新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

※修正箇所は下線を引くこと

4. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合(定着、継手)
(長期荷重が支配的な場合の継手は6. (2)大梁継手位置とする。)

(2) 布基礎、べた基礎の場合(定着、継手)

※主筋のカットオフ長さは $l_0/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6.大梁の項の表6-1による。

(3) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領 (4) せいの高い梁のあばら筋加工要領

ハンチ 梁幅ハンチ
*一般のあばら筋と同径のものを2本束ねる。

溶接継手または機械式継手 打継ぎ部

柱

2-D

1 6~8

*一般のあばら筋と同径のものを2本束ねる。

(イ) (ロ) (ハ)

[注] (イ)で、 を使用してよいが、 は使用してはならない。

(ロ)では、あばら筋の継手は180°フック付きとする。

(6) 絞り

(a) $e \leq D/6$ かつ 150

(b) $150 \geq e > D/6$

(c) $e = 150$ 以上(下図を参考に設計図書に追記する。)

補強帯筋
帯筋より1サイズ太く又は同サイズ2本

カゴ筋門型

5. 柱

(1) 柱主筋の継手位置 (2) 柱主筋の定着

柱、梁の定着 L_2 又は $L_2/2$ 以上が確保されない場合はかご鉄筋で補強または特記により補強する。

鉄筋のフックは「柱頭の四隅の鉄筋並びにはりのせいが小さく、必要な定着長さが不足する箇所」に付ける。

柱頭補強かご鉄筋
監理者の承認が必要
補強かご鉄筋
主筋と同径

柱頭補強かご鉄筋
 L_2 又は $L_2/2$ 以上とする場合

補強かご鉄筋
 L_2 又は $L_2/2$ 以上とする場合

※ 柱せいが1.0mを超える場合の1階の継手位置は特記による。

(3) 帯筋

ハスル部分は0.2%以上とする

第1帯筋

150以下
N
150以下
設計ピッチ以下
0.2%以上とする

① H型(タガ型) ② W型(溶接閉鎖型) ③ S型(スパイラル型)

135°
5d以上
10d以上
15d
Lは中間部50dかつ300mm以上
末端部の添巻は1.5巻以上とする。

性能評価機関などにより
性能が確かめられた製品に限る。

注1. 第1帯筋は、梁づらに入れる。
注2. W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける。
注3. フックおよび継手の位置は、交互とする。

(4) 寄せ筋の保持

$a = 1.5 \times$ (呼び名の数値)

6φ-1000

(5) 柱脚部の補強

拘束筋

1階柱脚の主筋は梁上から柱せいの1.2倍の範囲を拘束筋で拘束する。
拘束筋は以下による。
□ 帯筋と同径・同ピッチ、X・Y 2巻ずつ
□ 図示による

6. 大梁

(1) 定着

① 一般

最上階
一般階

柱幅が大きい場合

柱幅

※1 主筋のカットオフ長さは $l_0/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は表6-1による。

② ハンチがある場合

一般階
最上階

あばら筋補強筋(設計図書による)

あばら筋補強筋(設計図書による)

表6-1 特別なカットオフ長さを要する部材 (mm)

部材名	$l_0/4$ に加える長さ	部材名	$l_0/4$ に加える長さ

(2) 大梁主筋の継手 (SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。)

は継手の好ましい位置
※ D = 大梁径

(3) あばら筋、腹筋、幅止めの配置

第1あばら筋は柱面より配筋する。
×印は幅止め筋
※ねじれを受ける梁は特記による。

つり上げ筋
つり上げ筋は、一般のあばら筋と同サイズを2本巻くとする。

(4) あばら筋の型 (注、床版がない場合は135°以上のフックとする。)

(イ) 原則として (a) のフック先曲とする。片側床版付(L型)梁で (b)、両側床版付(T型)梁で (c) 又は (d) とすることができる。
(ロ) フックの位置は (a) にあつては交互、(b) にあつてはスラブ側とする。

(e) 梁成の大きい場合やSRC造のあばら筋の納まりに使用することができる。

(5) 幅止め筋の本数、加工

腹筋	D < 600 不要	2-D 10 1段
	600 ≤ D < 900	4-D 10 2段
	900 ≤ D < 1200	D 10 @ 300 以内
	1200 ≤ D	D 13 @ 300 以内
幅止め筋	D 10 @ 1000 以内で割り付ける	

幅止め筋
幅止め筋
180°曲げ

(6) 梁主筋の定着

① 直線定着

最上階 (一段目)
一般階

外端部
内端部

② 90°フック付直線定着

最上階 (一段目)
一般階

③ 折曲げ定着

最上階 (一段目)
一般階

④ プレート定着

最上階 (一段目)
一般階

※最上階 L型接合部における上端筋の一段目の定着にプレート定着を用いてはならない。
※プレート定着には性能証明等を取付した材料を用い、その工法の適用範囲と仕様を確認する。

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)

7. 小梁、片持梁

(1) 定着

① 小梁の定着

② 段差小梁の配筋(連続端の場合)

③ 小梁筋の継手位置

④ 片持梁の定着

(2) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径600以下程度の場合)

床版厚さD	周囲	斜め
D ≤ 150	上・下各 2-D13	1-D13
150 < D ≤ 300	上・下各 2-D13	1-D13
300 < D ≤ 500	上・下各 2-D19	1-D16

(5) 床版段差

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

② 間仕切壁との交差部

8. 床版

(1) 定着および継手

一般床スラブ(四辺固定)

(2) 屋根スラブの補強

(3) 片持床スラブ定着及び出隅部補強

① 片持床スラブ定着

② 片持床スラブ出隅部補強

(4) 床版開口部の補強 (開口の径600以下程度の場合)

(小開口が連続する場合)

(5) 床版段差

(6) 土間コンクリート

① 軽作業の土間

② 間仕切壁との交差部

(7) 釜場

9. 壁

(1) 定着

① 梁に

② 柱に(平面図)

③ 床に(非耐力壁とスラブが取り合う場合)

④ 壁と壁(平面図)

(2) スリット部 (設計図に記入のあるとき)

完全スリット

(3) 手摺、パラペット

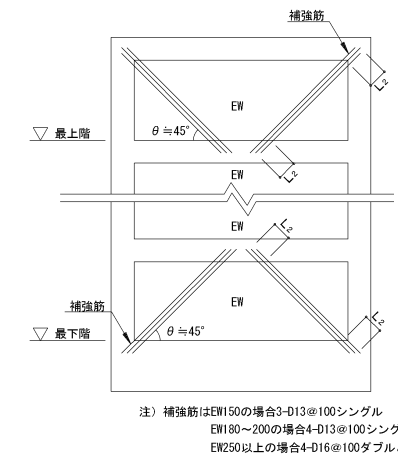
パラペット

手摺

(4) コンクリートブロック帳壁

(5) 耐震壁端部の納まり

(6) 連層耐震壁乾燥収縮の補強筋



10. 柱、梁増打コンクリート補強 (増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと)

(1) 柱

(2) 梁

11. 梁貫通孔補強 (開口補強筋については計算により確認すること)

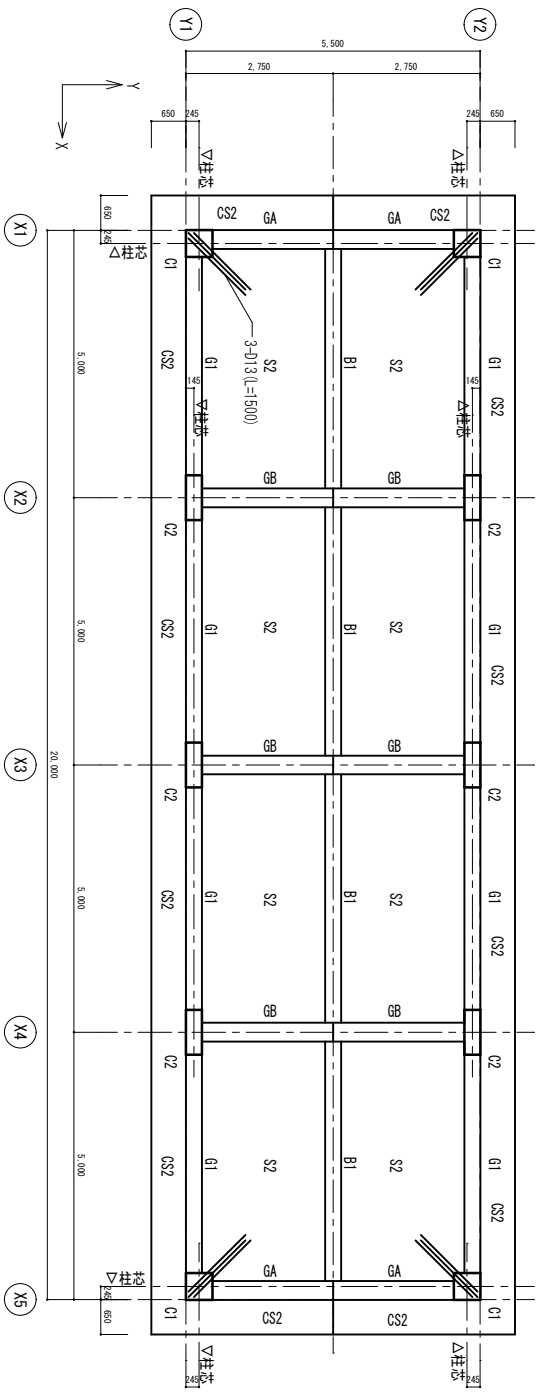
(1) 設置可能範囲

(2) 既製品 (指定条件と異なる場合は、設計者又は工事監理者と打合せのこと)

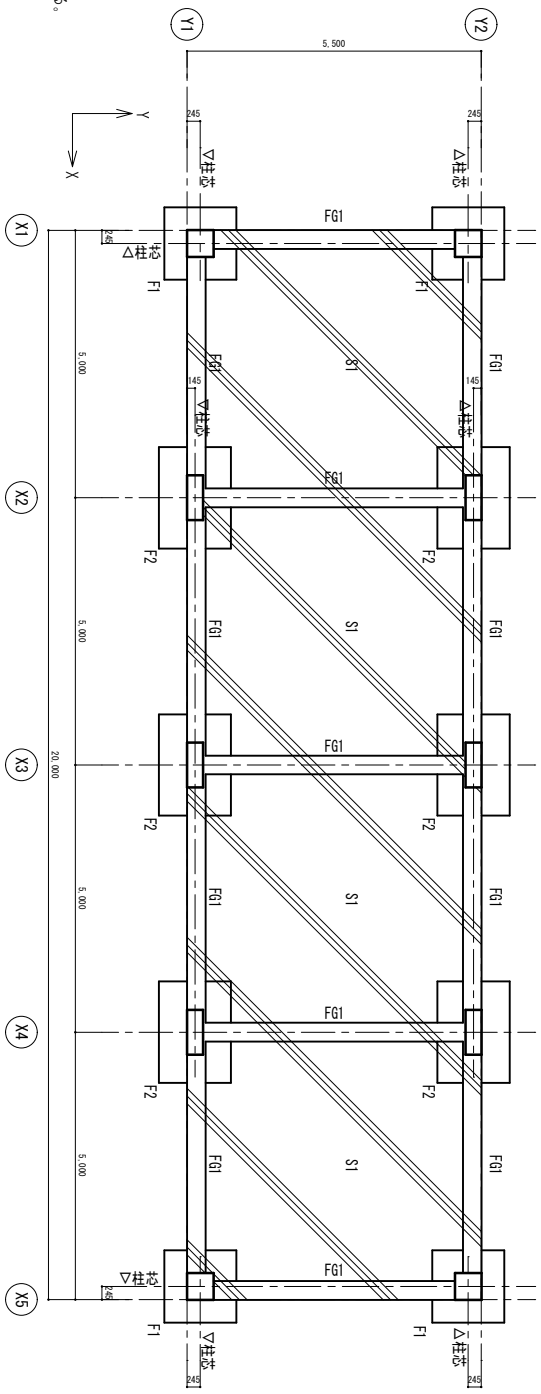
口製品名

施工前に計算書を提出し、承認を得ること。

設計時に使用する評価取得品については計算書を提出する事。



特記事項
 1、スラブ天端は軸組図による。
 2、大梁天端は軸組図による。

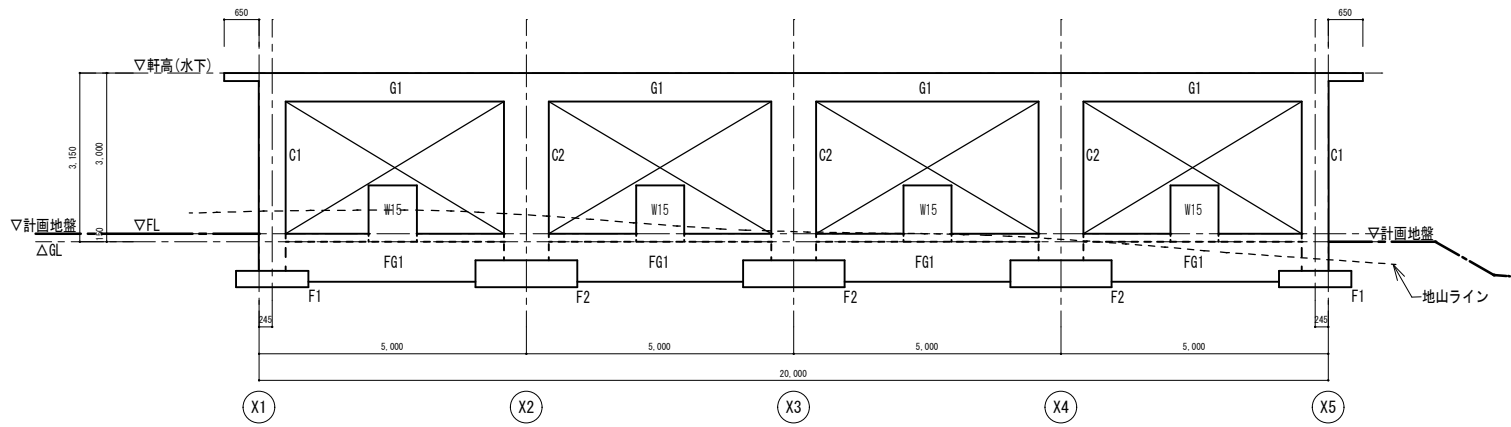


特記事項
 1、特記なき限りスラブ天端はGL+150とする。
 2、特記なき限り大梁天端はGL+0とする。

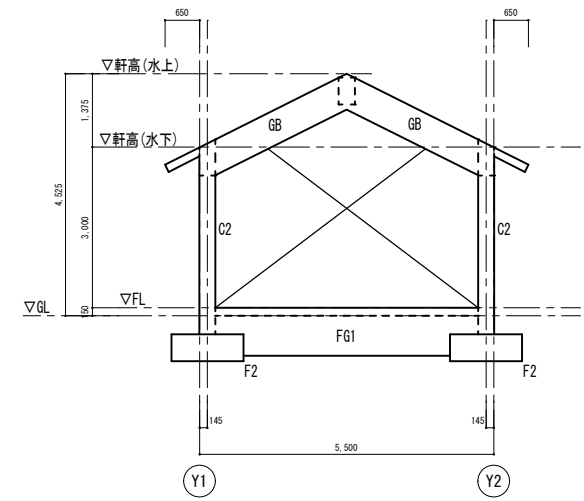
凡例
 S1 土間コンクリート

基礎床図 S=1:100

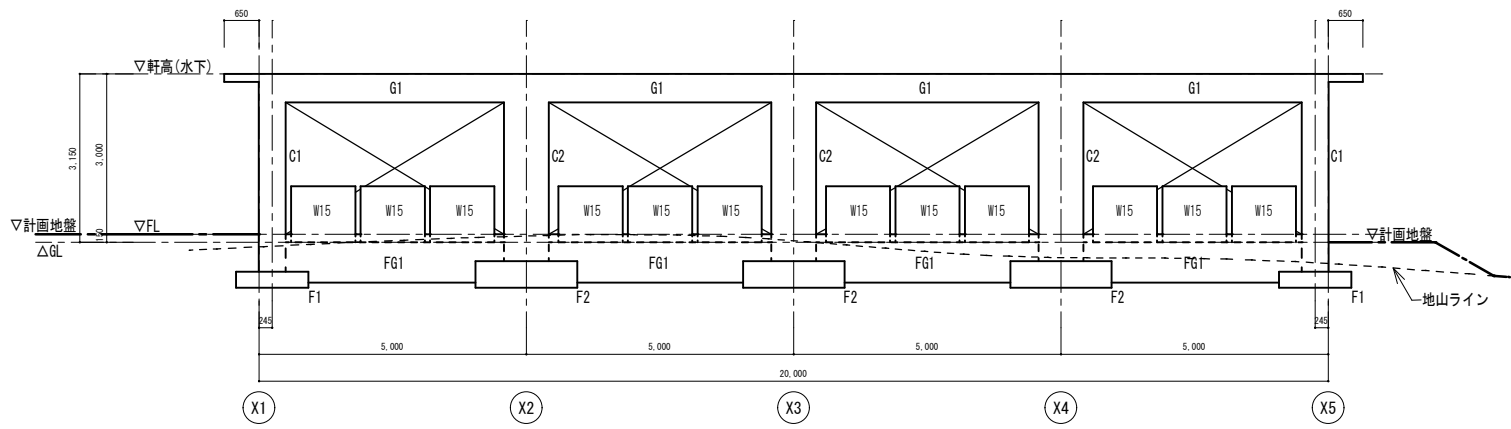
R階床図 S=1:100



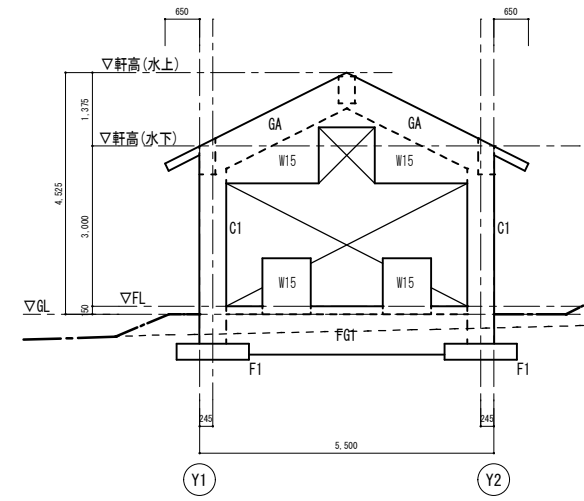
Y 2 軸組図 S=1:100



X 2 ~ X 4 軸組図 S=1:100



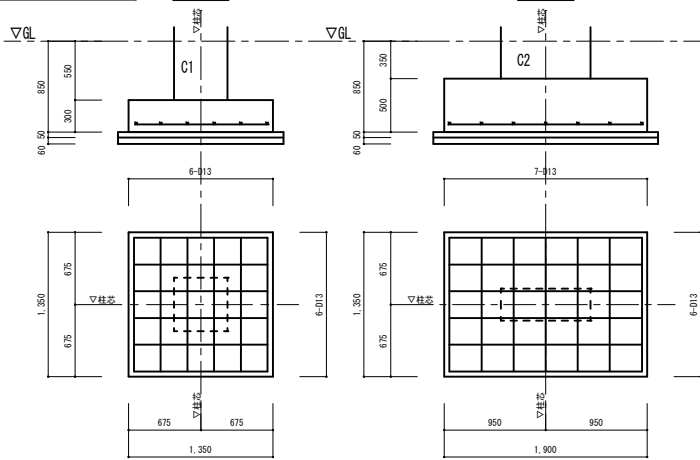
Y 1 軸組図 S=1:100



X 1、X 5 軸組図 S=1:100

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

基礎リスト S=1:50



柱断面リスト S=1:50

符号	C 1	C 2
位置	全断面	全断面
断面		
主筋	8-D22	16-D22
H O P	D10@100	D10@100
備考		

壁断面リスト S=1:50

符号	W 1 5
断面	
タテ筋	D10@150シングル
ヨコ筋	D10@150シングル
縦筋	1-D13
斜め	1-D13
備考	

梁断面リスト S=1:50

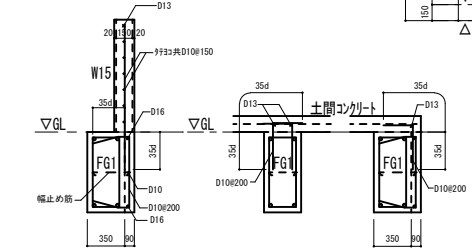
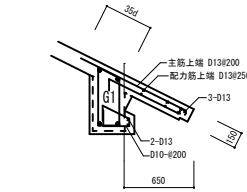
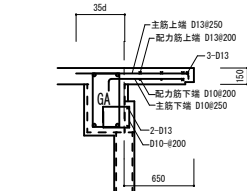
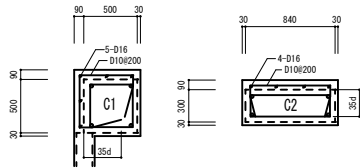
特記事項

1、特記なき限り、腹筋2-D10、幅止め筋D10@1000とする。

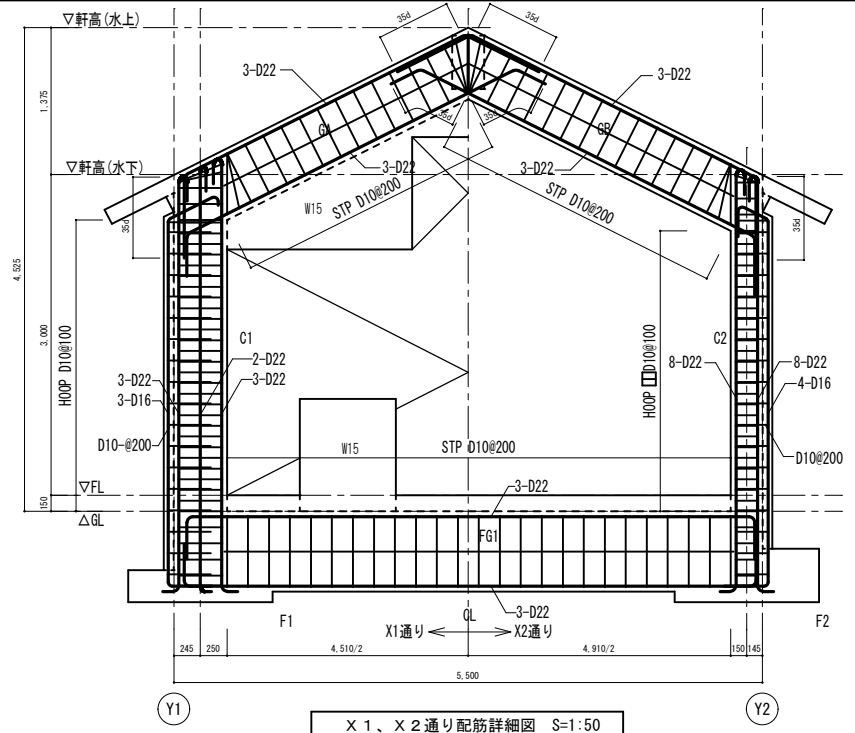
符号	FG 1	符号	G 1	GA、GB	B 1
位置	全域	位置	全域	全域	全域
断面		断面			
上端筋	3-D22	上端筋	3-D19	3-D22	3-D19
下端筋	3-D22	下端筋	3-D19	3-D22	3-D19
S、T、P	D10@200	S、T、P	D10@200	D10@200	D10@200
備考	捨てコン=50、砕石t=60	備考			

床版断面リスト

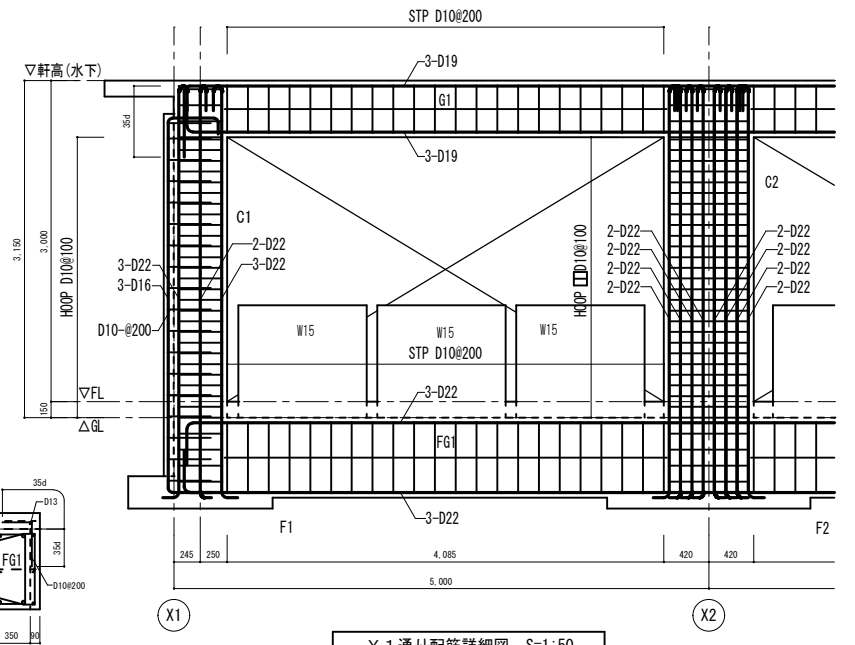
符号	厚さ	位置	短辺方向		長辺方向		備考
			端部	中央	端部	中央	
S 1	150	シタ	D10@250	D10@250	D10@250	D10@250	土間コンクリート 砕石地業t=100
S 2	150	上 下	D13@200 D10@200	D13@200 D10@200	D13@250 D10@250	D13@250 D10@250	



雑配筋詳細図 S=1:50



X 1、X 2 通り配筋詳細図 S=1:50



Y 1 通り配筋詳細図 S=1:50

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営 電気設備工事

I 工事概要

1. 工事場所 妙高市大字関山6323-2
 2. 完成期限 令和 年 月 日 (曜日)
 3. 建物概要

建物名称			
工種			
構造			
階数			
建築基準法による	建築面積 (㎡)		
	延べ面積 (㎡)		
消防法施行令別表第一の区分			
改修面積 (㎡)			
備考			

4. 工事種目 (●印の付いたものが対象工事種目)

工事種目	建物別及び屋外			
	工 事 種 別			
●電灯設備	新設	一式		
○動力設備				
○電気自動車用充電設備				
○電熱設備				
○雷保護設備				
○受変電設備				
○電力貯蔵設備				
○発電設備				
○構内情報通信網設備				
○構内交換設備				
○情報表示設備				
○映像・音響設備				
○拡声設備				
○誘導支援設備				
○テレビ共同受信設備				
○監視カメラ設備				
○駐車場管制設備				
○防犯・入退室管理設備				
○火災報知設備				
○中央監視制御設備				
○構内配電線路				
○構内通信線路				
○発生材処理				

5. 指定部分 ●無 ○有 対象部分 (指定部分工期 年 月 日)
 6. 概成工期 ○無 ○有 令和 年 月 日 (曜日)
 (第1編1.1.2)、[第1編1.1.2]

II 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 文部科学省発注工事請負等契約規則 (文部科学省訓令第二十二号) 別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 枚及び本特記仕様書 枚によるほか、●印の付いたものを適用する。

- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)(以下「標準図」という。)
- 文部科学省電気設備工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
- 文部科学省電気設備工事標準図(特記基準)(令和4年版)(以下「文科標準図」という。)
- 工事写真撮影要領(令和元年7月)

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
 なお、機械設備工事の特記仕様書は () 図、建築工事の特記仕様書は () 図による。

2. 特記仕様

(1) 本特記仕様書の表記

- 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。
- 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 項目に記載の〔第 編 . . . 〕内表示番号は、文科仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項 目	特 記 事 項																				
○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (Vo= m/s) 地表面粗度区分 (○ I ○ II ○ III ○ IV) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 ()																				
○電気保安技術者 (第1編1.3.2) [第1編1.3.2]	この工事現場に下記のいずれかの電気保安技術者を選任する。 <table border="1"> <tr><th>項 目 名</th><th>電気保安技術者</th></tr> <tr><td>1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td><td>○</td></tr> <tr><td>2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>○</td></tr> <tr><td>3. 第1種電気工事士の資格を有する者</td><td>○</td></tr> <tr><td>4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td><td>○</td></tr> <tr><td>5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td><td>○</td></tr> <tr><td>6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td><td>○</td></tr> <tr><td>7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者</td><td>○</td></tr> <tr><td>8. 第2種電気工事士の資格を有する者</td><td>○</td></tr> <tr><td>9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者</td><td>○</td></tr> </table>	項 目 名	電気保安技術者	1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○	2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	3. 第1種電気工事士の資格を有する者	○	4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○	8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○	9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○
項 目 名	電気保安技術者																				
1. 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																				
2. 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																				
3. 第1種電気工事士の資格を有する者	○																				
4. 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																				
5. 旧電気工事技術者検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																				
6. 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																				
7. 2級電気工事施工管理技士の資格を有する者	○																				
8. 第2種電気工事士の資格を有する者	○																				
9. 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者	○																				
○施工条件 (第1編1.3.3) [第1編1.3.3]																					
●電源周波数	● 50Hz ○ 60Hz																				
○発生材の処理等 (第1編1.3.9) [第1編1.9.1]	発生材の処理は、下記による。 (1) 引渡しを要するもの 1) 品 名 _____ 2) 引渡し先 _____ 3) 集積場所 _____ 4) 集積方法 _____ (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品 名 _____ 2) 処理方法 _____ (3) 現場において再利用するもの 1) 品 名 _____ 2) 使用場所 _____ (4) 再生資源化するもの 1) 品 名 _____ (5) その他の発生材 1) 品 名 _____ 2) 処理方法 _____																				
●環境への配慮 (第1編1.4.1) [第1編1.4.1]	(1) 本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月閣議決定)」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放射しない又は放射が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。																				

項 目	特 記 事 項																																								
●機材の品質等 (第1編1.4.2) [第1編1.4.2]	④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放射しないか、放射が極めて少ない材料を使用したものとする。 (1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ○ 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ○ 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ○ 安定的な供給が可能であること。 ○ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ○ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ○ 販売、保守等の営業体制を整えていること。																																								
○機材の検査等機材の検査に伴う試験 (第1編1.4.4~5) [第1編1.4.5~6]	機材名 <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 監督職員の行う機材の検査及び機材検査に伴う試験は下記による。 <table border="1"> <tr><th>機 材 名</th><th>検 査</th><th>試 験</th><th>摘 要</th></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																					機 材 名	検 査	試 験	摘 要																
機 材 名	検 査	試 験	摘 要																																						
○施工調査 (第1編1.5.1~3)	事前調査 (○本工事 ○別途) 調査項目 (○既存資料調査 ○) 調査範囲 (○図示 ○) 調査方法 (○図示 ○)																																								
○施工の検査等施工の検査に伴う試験施工の立会い等 (第1編1.5.3~5) [第1編1.6.4~6]	下記の施工部分は監督職員の施工の検査、施工の立会い及び施工検査に伴う試験を受けるものとする。 <table border="1"> <tr><th>施 工 部 分</th><th>検 査</th><th>立 会</th><th>試 験</th><th>摘 要</th></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	施 工 部 分	検 査	立 会	試 験	摘 要																																			
施 工 部 分	検 査	立 会	試 験	摘 要																																					
●完成時の提出図書 (第1編1.7.1~3) [第1編1.11.1~3]	工事完成後提出する完成図等の種類及び提出部数は下記による。 <table border="1"> <tr><th>名 称</th><th>体 裁 等</th></tr> <tr><td>● 完 成 図</td><td>CADデータ(電子納品)及び電子データ</td></tr> <tr><td>● "</td><td>原図 ○A1版(部) ●A3版(部)</td></tr> <tr><td>○ "</td><td>複写図 製本 (A4版厚黒紙表紙紙文字入り)(部)</td></tr> <tr><td>○ "</td><td>複写図 仮製本 ○A1版(部) ○A3版(部)</td></tr> <tr><td>● 安全に関する資料</td><td>○紙媒体(部) ○電子データ</td></tr> <tr><td>● 工 事 写 真</td><td>○紙媒体(部) ○電子データ</td></tr> </table>	名 称	体 裁 等	● 完 成 図	CADデータ(電子納品)及び電子データ	● "	原図 ○A1版(部) ●A3版(部)	○ "	複写図 製本 (A4版厚黒紙表紙紙文字入り)(部)	○ "	複写図 仮製本 ○A1版(部) ○A3版(部)	● 安全に関する資料	○紙媒体(部) ○電子データ	● 工 事 写 真	○紙媒体(部) ○電子データ																										
名 称	体 裁 等																																								
● 完 成 図	CADデータ(電子納品)及び電子データ																																								
● "	原図 ○A1版(部) ●A3版(部)																																								
○ "	複写図 製本 (A4版厚黒紙表紙紙文字入り)(部)																																								
○ "	複写図 仮製本 ○A1版(部) ○A3版(部)																																								
● 安全に関する資料	○紙媒体(部) ○電子データ																																								
● 工 事 写 真	○紙媒体(部) ○電子データ																																								
○石綿含有材料の事前調査 [第1編1.8.2~3]	工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有材料の事前調査を行う。																																								
●足場その他 (第1編2.1.1) [第1編2.2.2]	●別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場(○ 種 ○ 種) ○外部足場(○ 種 ○ 種)																																								
●発生残土の処理 (第1編2.2.1) [第1編2.3.1]	●埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷均しとする。 ○ _____																																								
○金属管の塗装及び仕上げ (第1編2.7.1) [第1編2.8.1]	次の露出配管は、塗装を行う。 ○屋内() ○屋外() ○屋外に敷設する露出配管で溶融亜鉛メッキ仕上げを使用する場合は付着量300g/㎡以上とする。																																								

項 目	特 記 事 項																																																
○耐震措置	設備機器の固定は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損などが生じないようにする。 ①設計用水平地震力 機器の重量[kN]に設計用水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用水平地震度は、次による。 設計用標準水平地震度 <table border="1"> <tr><th rowspan="2">機 器 種 別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">○一般の施設</th></tr> <tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> <tr><td rowspan="2">上層階 屋上 及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr> <tr><td rowspan="2">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr><td rowspan="2">地階・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr><td></td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> </table>	機 器 種 別	○特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上 及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
機 器 種 別	○特定の施設		○一般の施設																																														
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																													
上層階 屋上 及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																												
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																												
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																												
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																												
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																												
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																												
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																												
○既存躯体への穿孔 [第1編2.11.1~5]	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、下記による。 ○走査式埋設物調査 ○放射線透過検査																																																
○電気工士	最大電力500[kW]以上の場合においても、電気工士法(昭和35年法律第139号)に基づく有資格者により施工を行う。																																																
○フラッシュプレート	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、(○金属製(ステンレス、新金属を含む) ○樹脂製)とする。																																																
●電線の色別 (第2編2.1.3) (第3編1.1.4) [第2編2.1.4]	配線及び主回路の導体の色別は、次による。 ●標準仕様書による。 ○配線及び主回路の導体の色別は、下記による。 <table border="1"> <tr><th>電気方式</th><th>第1相</th><th>第2相</th><th>第3相</th><th>中性相</th></tr> <tr><td rowspan="2">高圧</td><td>三相3線式</td><td>赤</td><td>白</td><td>青</td><td></td></tr> <tr><td>三相3線式</td><td>赤</td><td>接地側</td><td>白</td><td>黒</td></tr> <tr><td rowspan="2">低圧</td><td>三相4線式</td><td>赤</td><td>青</td><td>黒</td><td>白</td></tr> <tr><td>単相2線式</td><td>赤(青)</td><td>接地側</td><td>白</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>単相3線式</td><td>赤</td><td>青</td><td></td><td>白</td></tr> <tr><td></td><td>直流2線式</td><td>青</td><td>白</td><td></td><td></td></tr> </table>	電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相	高圧	三相3線式	赤	白	青		三相3線式	赤	接地側	白	黒	低圧	三相4線式	赤	青	黒	白	単相2線式	赤(青)	接地側	白			単相3線式	赤	青		白		直流2線式	青	白											
電気方式	第1相	第2相	第3相	中性相																																													
高圧	三相3線式	赤	白	青																																													
	三相3線式	赤	接地側	白	黒																																												
低圧	三相4線式	赤	青	黒	白																																												
	単相2線式	赤(青)	接地側	白																																													
	単相3線式	赤	青		白																																												
	直流2線式	青	白																																														
○配線	(1) 分岐回路の色別 (2) 発電回路の第2相 (3) 切替回路の2次側 (4) 漏電遮断器回路の接地	分岐前の色別による。 接地側の電線の色は黄色とする(無停電回路含む) 規定しない。 専用接地極とした時の接地線は、監督職員と協議し、一般接地線と色別を区別する。																																															
○分電盤類	共通事項 ア) 左右の別は、左からとする。 イ) 上下の別は、上からとし、直流2線式は、下からとする。 ウ) 遠近の別は、近いほうからとし、直流2線式は、遠いほうからとする。	配線(1)~(4)による。																																															
備考	(a) 配電盤類については、次による。 (1) 左右、遠近の別は、各回路部分における主となる開閉器の操作側又はこれに準ずる側から見た状態とし、分電盤類による。 (2) 三相回路又は単相3線式回路より分岐する回路は、分岐前の色別による。 (3) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するものとする。 (b) 屋外架空配線の色別は、本表によらなくてよい。 (c) 接地線の色別は、監督職員の承諾を受けること。																																																
○他工事又は他工種との取り合い	図面に特記なき場合は、工事区分表による。																																																
○特殊場所 <第2編2.1.1~9>	特殊場所は下記による。 <table border="1"> <tr><th>特 殊 場 所 の 内 容</th><th>適用する場所</th><th>危険場所の種類</th><th>危険物の種類</th></tr> <tr><td>○湿気の多い場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○密閉性を要する場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ガス蒸気危険場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○粉じん危険場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○危険物等貯蔵場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○腐食性ガスのある場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○蟻害を受けるおそれのある場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○塩害を受けるおそれのある場所</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	特 殊 場 所 の 内 容	適用する場所	危険場所の種類	危険物の種類	○湿気の多い場所				○密閉性を要する場所				○ガス蒸気危険場所				○粉じん危険場所				○危険物等貯蔵場所				○腐食性ガスのある場所				○蟻害を受けるおそれのある場所				○塩害を受けるおそれのある場所															
特 殊 場 所 の 内 容	適用する場所	危険場所の種類	危険物の種類																																														
○湿気の多い場所																																																	
○密閉性を要する場所																																																	
○ガス蒸気危険場所																																																	
○粉じん危険場所																																																	
○危険物等貯蔵場所																																																	
○腐食性ガスのある場所																																																	
○蟻害を受けるおそれのある場所																																																	
○塩害を受けるおそれのある場所																																																	

凡 例		
記 号	名 称	仕 様 ・ 摘 要
㊦	開閉器箱	盤結線図参照
○	LED灯	照明器具姿図参照
●	防水スイッチ	1P15A
㊦	防雨コンセント	2P15A×2 ET付
≡ED	接地極	14φ×1500L 単独打込 接地極埋設標共
■	地中線埋設標	コンクリート製
————	配管配線(埋込)	EM-IE 2.0×2 (CD16)
——//——	配管配線(埋込)	EM-IE 2.0×2 E-2.0 (CD16)
—-//—-	配管配線(埋込)	EM-IE 2.0×2 E-2.0 (CD16)
——///——	配管配線(埋込)	EM-IE 2.0×3 E-2.0 (CD16)
——E-5.5——	配管配線(いんぺい)	EM-IE 5.5 (PF16)
特 記	1. 記入なき配管配線は凡例による。	
	2. 取付位置は、十分に関係者と打ち合わせる事。	

盤 結 線 図

盤 名 称	結 線	回路 番号	分 岐 開 閉 器	電 圧	負 荷 名 称	負 荷 容 量 (W・VA)	用 途 ・ 場 所	備 考
開閉器箱 SUS製 屋外型 指定色塗装								扉鍵付
	1φ2W EM-CE 5.5-2C		ELB2P30AF/20AT	1φ100V	電灯	112		
	1φ2W EM-CE 5.5-2C		"	"	コンセント	400		
	E-5.5 ◎							

照 明 器 具 姿 図

○	LEDブラケット
800lm以上、2700K、防雨型 60形電球1灯器具相当	
	
NNN12621B 相当品	

